

林崎居合神社参詣諸藩士の祈願

Prayers of Feudal Warriors who pilgrimage to Hayashizaki-Iai-Shrine

田中大輔

TANAKA, Daisuke

キーワード：寺社参詣, 参勤交代, 武芸者の神格化, 武芸伝書, 徂徠学

key words : Pilgrimage to The Temples and Shrines, Alternate Attendance System, Deification of a Master of Martial Arts, Martial Arts Books, A Confucian School Sect of Sorai

はじめに

林崎熊野居合両神社（現・山形県村山市林崎、以下、林崎居合神社と略す）¹は、戦国期に林崎甚助重信（生没年未詳、天文期-元和期カ）が社殿に参籠し、祭神である林崎明神（林之明神）の夢告を受けて居合術を創始または中興したとされる神社である。本稿は、近世の武芸にまつわる信仰の一事例として、諸藩士による林崎居合神社への参詣に注目し、その祈願の諸相と歴史的意義を明らかにするものである。

林崎甚助重信は居合術を体系化し、彼の高弟たちが全国各地に居合術を伝えた。それらは林崎流²などと呼ばれ、多様な流派が派生した。重信に関する一次史料は未発見であり、彼の事績は後に作成された各流派の伝書や、一般に流布した武芸書によって知られる³。

同社は居合術創始伝承により次第に名所化し、近代以降になると重信が祭神として強調され、多くの居合道家が参詣に訪れるようになった。

近世における寺社参詣は、全国的な交通・流通の発達と、それに伴う地域間関係の成立

を関連づけて議論されてきた。地域間関係の「成り立ち」を前提に、特定の地域が寺社等を中心に「観光地」化し、その経営が維持・展開される現象は、近年注目されている問題である。なかでも青柳周一氏は寺社の名所化について、参詣者を受け入れる地域社会の側から検討し、地域の存立構造や名所を維持する仕組みを解明している⁴。

他方、武術に関する資料は、近世社会の社会関係や構造を把握するうえでも有用であることが示されている。

例えば数馬宏二氏は、甘楽郡における剣術・馬庭念流の門人分布、および階層を分析した。氏は、道場が身分を越えた人的交流の場であり、農村の子弟教育を担い、門人関係に基づく商取引を生みだしたと推測する。また流派の奉額活動において、奉納先の社人が門人として便宜を図る実態や、甘楽郡内諸藩による支援を明らかにしている⁵。

出羽国村山郡の事例では、平川新氏が庶民の剣術修行や試合の実態を検討した。平川氏は、非武士層に武芸が広く浸透し、武芸修練が農兵の編成基準になったという。さらに、

農兵取り立てによって帯刀できる農民が増加した結果、武士身分との表象の差異が薄れ、身分制の変容をもきたしたと展望している⁶。

こうした事例を踏まえ、本稿も寺社と参詣者双方の資料を比較し、参詣地として成立する林崎居合神社の存立構造を把握したい。

また、武芸の信仰に根差した寺社の求心性を考える際、近世の武芸流派が門弟を確保し、技法の永続と発展を図るために、その根拠となる正統性を調達する必要性について検討すべきであろう。

正統性の確保に関する近接した事例として、戦闘を職分とする武士の神格化があげられよう。武士神格化と寺社の存立構造との関係は、とりわけ徳川家康の神格化を検討する東照宮研究⁷において議論されてきている。

武士の神格化は、主に領主としての側面に焦点が当てられ、身分や社会的集団の枠を乗り越えて、統治の論理を正当化する手段、という文脈で論じられることが多かった。

本稿では、そうした武士の領主的な側面からだけではなく、武芸という技能の観点から、地方社会における武芸の神と武芸者（武士）への崇拜の在り方を検討したい。

当神社の史的概説は、三澤茂氏の『林崎居合神社記』⁸が嚆矢である。これに修正を加えた研究として、『林崎明神と林崎甚助重信』⁹がある。特に後者は、林崎居合神社の存立と展開、林崎重信関連資料の調査や、参詣帳と参詣者の概要などを多角的に取り上げており、研究史上の基本文献といえる。

しかし江戸期の参詣者の実態について、各藩の史料と照合して詳細に検討しているとは言いがたい。参詣者の所属藩・地域が抱える問題、参詣者自身の個人的懸案を理解するこ

とで、より彼らの祈願の意図・目的を掴むことができるのではないだろうか。

同社に残された江戸期の参詣帳・奉納品を手掛かりに、参詣者の所属藩に残された分限帳や古記録、林崎流の武芸伝書に関する資料¹⁰などと照合させて、彼らの祈願のあり様を分析し、武芸者の心性を考察していきたい。

第1章 林崎居合神社の名所化

第1節 林崎居合神社の存立

林崎居合神社のある林崎村は、近世には羽州街道が南北に貫き、宿場・助郷ではないが、往来の多い村落であった。行政上は幕府領の尾花沢代官所または寒河江・柴橋代官所に属し、付近の楯岡村を中心に1万石以上の田畑を灌漑する大倉堤が築かれる水利上の要地でもあった¹¹。

近世の林崎居合神社では、別当の林前寺清覚院が社務運営に携わった。明治14(1881)年に当時の神主・藤原義全が記した「当家歴代霊」によれば、住持25世義観の代に寺号を大蔵坊から田竜山林前寺清覚院へと改称し、宝永7年(1710)の宗門改をうけて羽黒山安養院末になったという¹²。

安養院は村山郡北部を霞場とした。確認できる最も古い安養院の旦那場免許状は、寛永15年(1638)に羽黒山別当宥誉が発給したものである。安養院(坊)の霞場として挙げられた地域は、林崎村を明記していないが、東根、館岡、飯田、富赤、野邊沢、蕙根沢、出野、大石田、山口、田麦野の計10ヵ村で、現在の北村山郡と天童市域にまたがっていた。後に寛文10年(1670)、延宝7年(1679)にも同内容の免許状が出され、安養院は尾花沢周辺地域の御師在庁役を宛がわれた¹³。

宝暦8年(1758)の檀那場書上覚には、幕領尾花沢の50余村を廻檀し、縄張内の弟子山伏は30名余と報告している¹⁴。

安養院が発給した宝永6年の清覚院宛大僧都号補任状には、「任先例之法位令免許」とあり、同じく安養院による同7年の奉行所宛御改宗門証文には、「最上林崎村大蔵坊清覚院代々天台宗羽黒山末派拙僧弟子紛無御座候」という文言がある¹⁵。よって、藤原義全が述べる宝永7年の清覚院の本末確定および名称変更以前から、羽黒山安養院の影響下にあったと考えられる。ただし、寛文3(1663)年には、安養院配下の林崎村・一重院と楯岡村の熊野山伏・法光院との霞争いが発生しており、江戸初期までの林崎村は単一の霞場ではなかったようだ¹⁶。

こうして羽黒修験に属してきた林前寺であったが、明治維新期の神仏分離令によって同寺は廃寺となり、住持は神職に転向した。

近世の林崎居合神社は、別当清覚院が羽黒山系の里修験として活動していることを基盤とし、その上に武芸の信仰である林崎明神と林崎重信への崇拜が展開される、二重構造となっていた。

第2節 “居合発祥地”の認知

一般に流布される居合創始伝承の初見は、三浦浄心の『北条五代記』(『慶長見聞集』収録、元和・寛永期頃成立)である。この中で「長柄刀」をはじめた「林崎勘助勝吉」を挙げる。のちに日夏繁高の『本朝武芸小伝』(享保6(1721)年)が『北条五代記』を批判し、居合の発祥は林崎重信が参籠した林崎居合神社であると主張した。以降、一般向けの武芸書によって、居合の修行者以外にも重信と同

社の関係が知られるようになった¹⁷。

近世文学にも居合の流行が叙述された。井原西鶴『好色一代男』、浅井了意『浮世物語』などが、荒々しいカブキ者が「捕り手」「やわら」「居合」に習熟したと記述する¹⁸。江戸初期には合戦が減少する一方、江戸への参勤交代が制度化し、武士が城下町へ集住するようになる。そうして、都市における喧嘩などの個人的戦闘に社会の注意が向けられることとなった。

本社に参詣した庄内藩および新庄藩にあつては、近世前期に発生したとされる居合に関する事件が人口に膾炙されていた。庄内藩では、林崎流の流れをくむ田宮流居合の達人・酒井弥太郎が、江戸上野の天神坂で幕府旗本を抜き打ちで倒し自害している。また新庄藩では、藩の実権を握っていた片岡兄弟を上意討ちにした片岡騒動の際、屋敷地で片岡藤右衛門が振るう居合に苦戦している¹⁹。

個人的技芸である居合は新時代に対応する武術であり、参詣者たちも驚異的な技芸として認識していたことであろう。

林崎居合神社について、庄内藩士は遅くとも元文5(1740)年以前から、江戸・鶴岡間の旅程表²⁰に、自藩の田宮流が発祥した「八幡宮」として筆写してきた。幕末に清河八郎が記した『西遊草』も同様に記しており、林崎明神は田宮流の門弟にとどまらず、広義に軍神・八幡神として庄内藩士の共通認識となっていたといえる。

一方で林崎村では、林崎流の相伝者でもある名主の五十嵐與五右衛門²¹が、重信が神社に参籠した理由として、重信が父の敵討ちのため居合を修行するべく参籠し、京で敵を討ったとする伝承を安永期から流布させていた²²。

なお五十嵐は、延享5（1748）年に林崎居合神社へ奉納する形で俳書『華の林』を上梓した。『華の林』は、松尾芭蕉の高弟・各務支考にはじまる全国の美濃派俳壇の門人たちから献句を受け、京都書林の橘屋治兵衛から出版された²³。同書には、境内で梅が咲き、松や杉が茂る風光明媚な神社の景観を謳う句が多い。五十嵐氏が名所としての林崎居合神社の発信に深く関与したといえよう。

さらに文化12年には、「居合大明神」と銘打った前句付けの奉納会が開催され、林崎居合神社が居合の神として広く知られるようになっていた²⁴。明治初年の境内図では「本社」の西側に「シゲノブ」と附された区画が描かれている²⁵。庄内藩の地誌『筆濃余理』を著した安倍親任も安政年間にここを訪れ、「別当ノ家ニモ壇ヲ飾リ、居合神社ノ額ヲ掛ケ、^(西井)次郎右衛門ガ家ニテ奉納ノ額ヲ初メ、奉納物モ多シ、別当帳面ヲ出シテ、参詣諸士ノ姓名ヲ誌サシム、多クハ秋田・津軽・本庄・新庄辺ノ藩士ト見エタリ」と述べている²⁶。本来の社殿とは別に居合の神の祭壇を設けるほどに、居合術のための参詣者は増加していった。

第3節 武士神格化の問題と林崎重信

本節では林崎明神の縁起に関わる林崎重信の宗教的立場を考えてみたい。

末木文美士氏は、「冥」と「顕」の概念を用いて中世から近現代に至る世界観を概観した²⁷。氏は、中世の世界観とは、人同士が論理的に了解可能な「顕」の領域がまず存在し、その周囲に人知を超えた「冥」の領域が無限に広がるものであったという。「冥」は、神仏や死者の他に、相互理解できない他者をも含む多様な世界であり、「冥」の果てに唯一神的な絶

対者を設定できるという。

それが近世では、「顕」の領域が拡大して「冥」の領域が縮小していき、近代には唯一神的な絶対者と「顕」の領域が対峙する世界、または「顕」のみで説明しうる合理主義的な世界観へ移行していったとしている。

末木氏の説を踏まえて筆者は、重信を「冥」の領域にいる居合の神から、「顕」の領域にいる修行者へ居合術を伝え、同時に修行者の願望を林崎明神に伝えて成就を図る媒介者と位置づけたい。近世の修行者たちは、重信が神とともに「冥」の世界に在りながらも、修行者たち「顕」の住人に近い中間的存在とみなしていたのではなかろうか。

ところで「カミ（神）」の定義について、高野信治氏は本居宣長の『古事記伝』を引き、御霊も、人も、鳥獸・草木も、良かれ悪しかれ「すぐれてかしこき」能力を持つ者はみなカミになりうる存在であるという²⁸。さらに人が神になる類型を3つ挙げている。

第一に、無念の死を遂げた者のタタリを恐れ、怨霊を鎮魂する御霊信仰の神格化がある。第二には、支配を正当化し、為政者として顕彰するための神格化である。第三に、特異な伝承をもつ武士に病氣治癒、武芸上達など現世利益を求める神格化がある。これは武士のもつ武的な力、政治力に期待することからおこるものとされる²⁹。

林崎重信の役割に立ち返れば、第三の目的に該当する。人々は居合がもつ抜刀の驚異性に神威を感じ、居合の神として林崎明神と重信を祀り上げたといえるだろう。

武芸上達を祈願するならば、香取・鹿島神社、各地の八幡宮など、当然に軍神を祭る神社が崇敬の対象となる。その一方で、武芸者

を祀った神社も少数ながら存在する。

高野氏の「武士神格化一覧・稿」は、林崎居合神社の他に、①居合の一派・新田宮流の和田平助を祀る速刀神社（茨城県水戸市）、②日置流弓術の祖・日置弾正を祀る弓矢八幡神社（静岡県森町）、③新当流（ト伝流）の塚原ト伝を祀る小宮社（三重県美杉村）、④神道夢想流杖術の夢想権之助を祀る夢想権之助神社（竈門神社内、福岡県太宰府市）の4例を挙げる³⁰。

これらの武芸者は、必ずしも近世から祀られていたわけではない。林崎居合神社では、明治期および昭和初期以降に居合道家たちが積極的に参詣し、より一層全国的に参詣者を集めることとなった³¹。

この現象は、武士身分の解体によって衰退した武術流派を統合することで成立した、近代の武道団体における正統性・求心性の調達に関わる問題と思われる。近代武道は、国家神道と結びついて国粋主義の発揚・教育を担った側面もあり³²、流祖たる武芸者を絶対者として神格化し、「顕」にいる修行者と対置する過程は、神と人との間に立つ中間的存在を、表層では否定していった近代にあって、末木氏の見立てに沿う潮流といえよう。

近代における参詣の増大を前にして、近世の参詣者たちは、どのような生活環境や制度のもとで参詣していたのだろうか。次章で参詣者の動向を量的に把握し、地域別に検討してみたい。

第2章 参詣者の諸相

第1節 参詣帳記帳者の藩別分析

近世における本社の参詣を知る手がかりとして、「神社御参詣衆覚帳」（林崎居合神社所

蔵、以下「参詣帳」と略す）がある。

この参詣帳には、寛保3（1743）年4月を最初として、天保2（1831）年9月まで約100年間の参詣者222名が登載されている。ただし、寛保3年以前に参詣した者も追記されている。

記帳の際、所属藩名を付記する場合が多く、林崎居合神社以北にある弘前、亀田、本荘、庄内、新庄など日本海側の諸藩士が多い。

他に奉納品によって参詣帳に記帳されていない信仰者も確認できる。参詣者の一覧は表1「林崎居合神社参詣者・奉納品一覧表」にまとめ、表2「林崎居合神社参詣諸藩における林崎流系居合術の伝書系譜」によって参詣者の伝系を整理した。本章では表1の参詣者と、各藩の分限帳や地方の日記とを照合し、藩ごとに参詣者の特徴を分析する。

(1) 庄内藩士

庄内藩では、藩内で盛行した田宮流の発祥地として、参詣帳記帳者の中で最も多い114名の藩士が参詣した。史料上確認される最古の参詣は、家老の長谷川権右衛門正方で、元禄14（1701）年に「林崎明神」の掲額を奉納している³³。以下に返り点を付して掲額の背銘を掲げる。

往昔、羽州之士林崎甚助重信、詣_レ於_レ 当社_レ有_レ年、以_レ拔刀_レ而鳴_レ世、如今汲_レ其餘派_レ者亦不_レ少也、予_レ赴_レ于東武_レ之次拜_レ瑞籬_レ、松杉高秀、清川遠_レ流、遇_レ一祝部_レ、問_レ毎事_レ而談_レ微志_レ、遂_レ応_レ其約_レ。

背銘から次の諸点が挙げられる。まず、長谷川正方は林崎居合神社を、出羽出身で居合術諸派の創始者である林崎重信が参籠した聖

表1 林崎居合神社参詣者・奉納品一覧表

参詣・奉納年月日	西暦	所属・居住地	人数	参詣・奉納者名 ()内は代参・代拝	典拠・備考、奉納物	庄内藩主参動交代
正安2年7月	1300	不明	不明	不明	奉納:鏡1面 弘化4年盗難(『林崎明神と林崎甚助重信』)	
応永19年4月	1412	荒宿村	不明	山内外記	奉納:鏝口1具 弘化4年盗難(『林崎明神と林崎甚助重信』)	
正保3年(1646)社殿焼失 (『林崎明神と林崎甚助重信』年表)						
元禄14年秋	1701	庄内	不明	長谷川権左衛門正方	奉納:掛額「林崎明神」1面、掛額背面に記名有り。「川上記」元禄14年癸(長谷川権左衛門、9月29日江戸発、10月11日鶴岡着)	
正徳2年(1712)社殿再建 (『林崎明神と林崎甚助重信』年表)						
寛保3年以前(享保～元文期カ)	18c初-18c中	庄内、酒井左衛門家中	10	中川弥右衛門、酒井七郎右衛門、長谷河権左衛門、嘉藤太右衛門、堀彦太夫、里見外記、陶山伊八郎、森武太夫、野沢重内、酒井男右衛門	「神社御参詣衆覚帳」1丁裏～2丁裏	
寛保3年以前(享保～元文期カ)	18c初-18c中	庄内、酒井男右衛門御内	2	小嶋野太夫、嘉藤七太夫	「神社御参詣衆覚帳」1丁裏～2丁裏	
寛保3年以前(享保～元文期カ)	18c初-18c中	庄内、神尾弥市右衛門御息	1	神尾八弥	「神社御参詣衆覚帳」1丁裏～2丁裏	
享保2年	1717	林崎カ	不明	坂部喜左衛門	奉納:石鳥居(『林崎明神と林崎甚助重信』)	
寛保3年4月4日	1743	新庄	6	天野、山内、小野、相馬、雨谷、井開	「神社御参詣衆覚帳」表紙裏、和歌二首	
延享元年5月2日	1744	庄内家中	5	酒井治郎右衛門、長坂又治郎、松蔵(御徒)、山中権之助、竹内五平	「神社御参詣衆覚帳」2丁裏～3丁表	延享元年9月4日下着
延享3年3月	1746	新庄	6	中初斎、杉山兵衛、黒川卯太郎、川田源七、遠藤留之助、信夫治郎吉	「神社御参詣衆覚帳」6丁裏	
延享5年3月	1748	林崎村	不明	五十嵐與五右衛門(風虎)、坂部喜左衛門九内(壺中)	奉納:『華の林』掛額3面(五十嵐)、『葦の林』木版刷1冊(坂部)(『林崎明神と林崎甚助重信』、坂部壺中編『奉納華の林』(延享5年3月))	
宝暦3年2月25日	1753	津軽住	1	江藤忠兵衛	「神社御参詣衆覚帳」3丁裏	
宝暦3年2月25日	1753	不明(津軽カ)	2	斎藤七右衛門、三神又吉	「神社御参詣衆覚帳」4丁表	
宝暦3年～10年カ	1753-1760	松山、酒井石見守家中	1	白家九兵衛	「神社御参詣衆覚帳」5丁表	
宝暦3年～10年カ	1753-1760	新庄、戸澤上総介家中	1	諏訪新蔵	「神社御参詣衆覚帳」5丁表	
宝暦3年～10年カ	1753-1760	亀田	1	栗原三右衛門	「神社御参詣衆覚帳」6丁表	
宝暦10年10月	1760	庄内	不明	不明	家中一同の名簿を待参し、別当林前寺に永祈禱依頼(『林崎明神と林崎甚助重信』303頁、年表の記述(根拠:「林崎居合神社所蔵史料」)。	
明和4年4月11日	1767	新庄	7	天野源五郎、山内孫十郎、一谷直治郎、櫻井文之助、長濱次郎助、吉高弥十郎、小笠原熊五郎	「神社御参詣衆覚帳」7丁表	
明和8年3月10日	1771	庄内、中臺八郎次門弟	2	矢蔭勝右衛門	「神社御参詣衆覚帳」8丁表	
明和8年3月10日	1771	庄内	2	武藤四方作	「神社御参詣衆覚帳」8丁表	
明和8年4月11日	1771	新庄	4	長濱弥米、中村右膳、黒沼政充、皆川重治郎	「神社御参詣衆覚帳」7丁裏	
明和8年4月12日	1771	新庄	12	山内孫十郎、吉高弥十郎、駒木根鉄之進、古川新七、杉山亀吉、大川與五郎、富樫彦之丞、伊藤長太郎、吉田門之丞、倉知大吉、作山大蔵、安藤三之丞	「神社御参詣衆覚帳」8丁裏～9丁表	
明和9年4月3日	1772	新庄カ	1	川部多門	「神社御参詣衆覚帳」7丁裏	
安永元年7月吉日	1772	庄内	1	中山与兵衛(酒井佐右衛門代参)	「神社御参詣衆覚帳」9丁裏	安永元年7月7日下着
安永2年5月21日	1773	庄内	1	中山与兵衛(酒井佐右衛門代参)	「神社御参詣衆覚帳」9丁裏	安永元年5月18日出発
安永3年正月10日	1774	庄内、中臺八郎治門弟	1	武山勘三郎	「神社御参詣衆覚帳」9丁裏	
安永3年7月2日	1774	庄内	1	武井彦助(酒井佐右衛門代参)	「神社御参詣衆覚帳」9丁裏、武井彦助(『諸役前録 中』、7丁裏、明和4～安永5年・「達徳院棟御近習」、安永5年近習頭取)	安永3年7月7日下着
安永4年4月29日	1775	新庄	2	松岡弥治郎、長井久米太郎	「神社御参詣衆覚帳」10丁表	
安永4年5月23日	1775	庄内	3	中山与兵衛・陶山七平・石居孫助(酒井左衛門尉代参)	「神社御参詣衆覚帳」10丁表 石井孫七郎(『諸役前録 中』、8丁裏、安永元年～9年近習、石居孫助と誤記)	安永4年4月19日出発
安永4年5月23日	1775	津軽	1	小山次郎太夫	「神社御参詣衆覚帳」10丁裏	
安永9年	1780	庄内	1	助川勇平(酒井佐右衛門代参)	「神社御参詣衆覚帳」10丁裏、「戌年御休みにて亥年」、助川勇平(『諸役前録 中』8丁裏、助川祐平、明和5～安永7年近習、安永7年近習頭取)	安永8年(戌)6月11日出発
安永9年	1780	津軽	1	竹森序	「神社御参詣衆覚帳」10丁裏	
天明5年5月2日	1785	庄内	4	祐川八十右衛門(代参)、工藤勝左衛門、大瀬三右衛門、中臺八郎兵衛	「神社御参詣衆覚帳」11丁表	天明5年4月28日出発
天明5年5月2日	1785	庄内、中臺八郎兵衛門弟カ	2	武山勘三郎、矢嶋宗利	「神社御参詣衆覚帳」11丁表・裏	天明5年4月28日出発
天明5年5月2日	1785	庄内、中臺八郎兵衛門弟	1	井村多兵衛	「神社御参詣衆覚帳」11丁裏	天明5年4月28日出発
天明5年	1785	津軽	1	大山甚之丞	「神社御参詣衆覚帳」11丁裏	
天明5年	1785	庄内	1	酒井治郎右衛門	「神社御参詣衆覚帳」11丁裏	

天明8年8月19日	1788	庄内	1	小花平兵衛	「神社御参詣衆覽帳」11丁裏、「往還御用留荷受弘帳」(『村山市史編纂資料 第4号 桶岡笠原家文書其の二』村山市、昭和51年)天明5年4月14日に往來の記述あり。	天明8年10月16日下着
天明9年10月15日	1789	庄内カ	1	松平安之進カ	「神社御参詣衆覽帳」11丁裏	
天明9年2月5日	1789	庄内、中臺八郎兵衛門弟	1	秋保藤右衛門	「神社御参詣衆覽帳」12丁表	
天明9年2月5日	1789	庄内、中臺野邊門弟	1	小林弥右衛門	「神社御参詣衆覽帳」12丁表	
寛政元年2月24日	1789	津軽	1	山形口弥	「神社御参詣衆覽帳」12丁表	
寛政元年3月24日	1789	不明(津軽カ)	3	寺田要右衛門政致、松田傳龍世春、福田金兵衛次倫	「神社御参詣衆覽帳」12丁裏	
寛政元年4月22日	1789	新庄カ	1	戸沢鏡之丞清香	「神社御参詣衆覽帳」12丁裏	
寛政元年5月6日	1789	庄内	1	神田六兵衛(代参)	「神社御参詣衆覽帳」13丁表、神田六兵衛工門(『諸役前録 中』29丁裏、寛政元年～寛政7年・御子様方御附)	寛政元年5月4日出発
寛政2年3月26日	1790	本庄	1	小関多仲	「神社御参詣衆覽帳」13丁表	
寛政2年5月12日	1790	本庄カ	1	吉澤清藏幸親	「神社御参詣衆覽帳」13丁表	
寛政2年7月11日	1790	庄内	2	高田織太夫可哲、中村貫兵衛有恒	「神社御参詣衆覽帳」13丁裏	
寛政2年7月26日	1790	庄内	1	岡安利平義制	「神社御参詣衆覽帳」13丁裏	
寛政2年9月20日	1790	庄内	2	吉田新五勝重、祐津郷右衛門(代参)	「神社御参詣衆覽帳」13丁裏	寛政2年9月23日下着
寛政3年5月19日	1791	庄内	4	氏家弥兵衛(代参)、鞍貫平十郎・大山孝五郎・石原倉右衛門(代参)	「神社御参詣衆覽帳」13丁裏、石川倉右衛門成美(『新編庄内人名事典』149頁、天明8年近習、寛政3年近習頭取)、鞍貫平十郎(『諸役前録 中』9丁裏、天明4～寛政10年近習)	寛政3年5月16日出発
寛政3年5月19日	1791	勢州白子	1	寺村五郎兵衛	「神社御参詣衆覽帳」14丁表	寛政3年5月16日出発
寛政3年5月19日	1791	庄内	1	堀治太夫	「神社御参詣衆覽帳」14丁表	寛政3年5月16日出発
寛政3年中カ	1791	山形旅籠町	1	小林良助	「神社御参詣衆覽帳」14丁裏(『林崎明神と林崎甚助重信』に写真なし)	
寛政3年中カ	1791	仙台	3	高島勇太、宮沢小源太、曾根長七	「神社御参詣衆覽帳」14丁裏(『林崎明神と林崎甚助重信』に写真なし)	
寛政3年中カ	1791	本庄	1	小原六郎兵衛	「神社御参詣衆覽帳」14丁裏(『林崎明神と林崎甚助重信』に写真なし)	
寛政3年中カ	1791	庄内	2	相良庄三郎、前田文吉	「神社御参詣衆覽帳」15丁表(『林崎明神と林崎甚助重信』に写真なし)、相良正三郎(『諸役前録 中』10丁表、寛政3～7年近習)	
寛政4年7月25日	1792	庄内	1	石原倉右衛門(代参)	「神社御参詣衆覽帳」15丁表(『林崎明神と林崎甚助重信』に写真なし)、石川倉右衛門成美(近習頭取)	寛政4年7月28日下着
寛政5年5月20日	1793	庄内	2	祐津郷右衛門(代参)、門叫(叶カ)金十郎	「神社御参詣衆覽帳」15丁表(『林崎明神と林崎甚助重信』に写真なし)、門叶金十郎(『諸役前録 中』9丁裏、天明7～寛政8年近習)	寛政5年5月16日出発
寛政7年4月25日	1795	仙台、林崎夢想流居合	1	小池幾之助隆行	「神社御参詣衆覽帳」15丁裏、花押有、「神前二而三十三本抜之」	
寛政7年4月29日	1795	本庄、六郷佐渡守家士	1	中村貞四郎景温	「神社御参詣衆覽帳」15丁裏、「林崎甚助重信十代伝統之末流」、奉納：鏡八寸	
寛政8年5月15日	1796	津軽出羽守家	1	吉崎小源治藤原繁久	「神社御参詣衆覽帳」16丁裏	
寛政7年5月18日	1795	庄内	1	佐藤太次兵衛(酒井左衛門代参)	「神社御参詣衆覽帳」16丁表、佐藤太次兵衛(近習頭取、『名山蔵 廿三』、8丁裏、天明8～寛政6	寛政7年5月13日出発
寛政7年5月18日	1795	津軽	1	乳井久吉	「神社御参詣衆覽帳」16丁表	
寛政9年8月26日	1797	本庄	3	原田林左衛門貞康、油川儀内恭廣、長谷川次左衛門	「神社御参詣衆覽帳」16丁裏	
寛政10年8月晦	1798	庄内	1	堀田藤兵衛正孝(代参)	「神社御参詣衆覽帳」17丁表	寛政10年9月3日下着
寛政10年9月	1798	亀田	2	栗原環、(栗原)重威	「神社御参詣衆覽帳」16丁表、後記カ	
寛政11年5月13日	1799	庄内	2	氏家弥兵衛親次(代参)、小室平左衛門由正	「神社御参詣衆覽帳」17丁表	寛政11年5月11日出発
寛政13年3月18日	1801	津軽越中守	1	一戸統一(雅徳)	「神社御参詣衆覽帳」17丁表	
享和2年2月	1802	庄内	2	酒井長保、酒井長政	奉納：掛額「林崎明神神傳の図」(『林崎明神と林崎甚助重信』)	
文化2年11月5日	1805	庄内	1	原田英士豊高	「神社御参詣衆覽帳」17丁裏、花押有	
文化3年7月13日	1806	庄内	1	矢口儀右衛門親安(代参)	「神社御参詣衆覽帳」17丁裏	文化3年7月15日下着
文化4年5月14日	1807	庄内	1	片桐七郎治(代参)	「神社御参詣衆覽帳」17丁裏	文化4年5月18日出発
文化4年5月20日	1807	庄内	1	黒谷市郎右衛門江田道章(代参)	「神社御参詣衆覽帳」17丁裏、黒谷市郎右衛門江田道章(文化2～文政9年近習頭取、『新編庄内人名事典』275頁)	文化4年5月18日出発
文化5年閏6月16日	1808	庄内	1	黒谷市郎右衛門江田道章(代参)	「神社御参詣衆覽帳」18丁表、黒谷市郎右衛門江田道章(文化2～文政9年近習頭取、『新編庄内人名事典』275頁)	文化5年5月18日下着
文化5年10月4日	1808	会津	1	栢村吉治郎	「神社御参詣衆覽帳」18丁表	
文化5年11月14日	1808	会津	3	河原勝太郎、廣田重左衛門、關口五郎	「神社御参詣衆覽帳」18丁裏、和歌二首	
文化6年5月20日	1809	庄内	1	陶山助五郎	「神社御参詣衆覽帳」18丁裏、陶山助五郎(『諸役前録 中』12丁表、御供小姓)	文化6年5月18日出発
文化6年5月21日	1809	庄内	2	高橋金藏義濟、漆山善治(代参)	「神社御参詣衆覽帳」19丁表、高橋金藏義濟(『諸役前録 中』11丁裏、享和元～文化6年近習、文化6年近習頭取)	文化6年5月18日出発
文化7年9月8日	1810	庄内	1	都築十蔵知利(代参)	「神社御参詣衆覽帳」19丁表、都築十蔵(『諸役前録 中』11丁裏、文化元年～9年近習、文化9年近習頭取)	文化7年9月10日下着
文化8年5月23日	1811	庄内	1	相良庄三郎守郷(代参)	「神社御参詣衆覽帳」19丁裏	文化8年5月21日出発

文化9年7月16日	1812	庄内	1	黒谷市郎左衛門江田道寧(代拝)	「神社御参詣衆覽帳」19丁裏、黒谷市郎右衛門江田道寧(文化2～文政9年近習頭取、『庄内人名事典』275頁)	文化9年7月18日下着
文化9年11月2日	1812	庄内	1	本間右吉	「神社御参詣衆覽帳」19丁裏	
文化10年3月10日	1813	庄内	2	石原宣衛門、酒井與三郎長榮	「神社御参詣衆覽帳」19丁裏-20丁表、花押有(長榮)	
文化10年5月18日	1813	庄内	1	都築十蔵知利(代拝)	「神社御参詣衆覽帳」20丁表、都築十蔵(『諸役前録 中』、11丁裏、文化元年～9年近習、文化9年近習頭取)	文化10年5月16日出発
文化11年春	1814	亀田	2	(無窮堂)清野勝次英種、(無窮堂門人)遠藤北七	「神社御参詣衆覽帳」20丁表・裏	
文化11年7月20日	1814	庄内	1	黒谷市郎江田道寧(代拝)	「神社御参詣衆覽帳」20丁裏、黒谷市郎右衛門江田道寧(文化2～文政9年近習頭取、『庄内人名事典』275頁)	文化11年7月22日下着
文化12年3月	1815	弘前	1	森山音弥真正	「神社御参詣衆覽帳」20丁裏	
文化12年5月18日	1815	庄内	1	黒谷市郎左衛門道寧(代拝)	「神社御参詣衆覽帳」21丁表、花押有、黒谷市郎右衛門江田道寧(文化2～文政9年近習頭取、『庄内人名事典』275頁)	文化12年5月16日下着
文化13年7月朔日	1816	庄内	1	喜早文蔵行道(代拝)	「神社御参詣衆覽帳」21丁表、花押有	文化13年7月3日
文化14年2月4日	1817	庄内	2	相良八十吉守、黒崎与助橋公	「神社御参詣衆覽帳」21丁裏、花押有、相良八十吉・黒崎与助(『諸役前録 中』)12丁裏、相良は文化11年～文政12年、黒崎は文化13・14年に(それぞれ近習)	
文化14年5月18日	1817	庄内	1	土屋渡留(代拝)	「神社御参詣衆覽帳」21丁表、花押有、土屋渡留(『諸役前録 中』)12丁裏、文化13年近習頭取)	文化14年5月16日出発
文政元年8月2日	1818	庄内	1	土屋渡留記(代拝)	「神社御参詣衆覽帳」21丁裏-22丁表、花押有、土屋渡留(『諸役前録 中』)12丁裏、文化13年近習頭取)	文政元年8月4日下着
文政2年5月21日	1819	庄内	1	黒谷市郎左衛門道寧(代拝)	「神社御参詣衆覽帳」22丁表、花押有、黒谷市郎右衛門江田道寧(文化2～文政9年近習頭取、『庄内人名事典』275頁)	文政元年5月19日出発
文政3年5月6日	1820	新庄	4	常井貞之充直好、太田原潤治盛苗、杉山房之助政親、伊藤文之丞一	「神社御参詣衆覽帳」22丁表-23丁表、花押有(常井、杉山)	
文政3年8月11日	1820	庄内	1	土屋渡留記(代拝)	「神社御参詣衆覽帳」23丁表、土屋渡留(『諸役前録 中』)12丁裏、文化13年近習頭取)	文政3年8月13日下着
文政4年5月22日	1821	庄内	1	関口正右衛門為久(代拝)	「神社御参詣衆覽帳」23丁裏	文政4年5月22日出発
文政4年7月12日	1821	庄内	1	神尾弥一右衛門信恒	「神社御参詣衆覽帳」23丁裏、花押有	
文政5年4月	1822	亀田	1	(無窮堂)清野郡蔵(英種)	「神社御参詣衆覽帳」23丁裏	
文政5年6月20日	1822	庄内	1	石原多蔵	「神社御参詣衆覽帳」24丁表、付箋に記載、付箋下に同名	
文政5年7月8日	1822	庄内、鶴岡、酒井左衛門尉家	3	石川主膳	「神社御参詣衆覽帳」24丁表 奉納、脇指一腰	
文政5年7月8日	1822	新庄	3	門屋繁蔵盛連、大塚周蔵成容	「神社御参詣衆覽帳」24丁表・裏、花押有(門屋、大塚)	
文政5年9月	1822	庄内	1	山内準信義	「神社御参詣衆覽帳」24丁裏、花押有(参勤交代代参)、山内貞之助(準)(『諸役前録 中』)12丁表、文化6年～文政6年近習、文化6年近習頭取)	文政5年9月11日下着
文政6年4月(肩書:文政7年)	1823	庄内	1	山内準信義	「神社御参詣衆覽帳」24丁裏、25丁表、花押有、山内貞之助(準)(『諸役前録 中』)12丁表、文化6年～文政6年近習、文化6年近習頭取)	文政6年4月10日出発
文政8年4月	1825	庄内	1	石原益吉重剛	「神社御参詣衆覽帳」25丁表	
文政8年7月10日	1825	亀田	1	清野郡蔵(無窮堂・勝次事)	「神社御参詣衆覽帳」25丁裏、花押有	
文政9年4月10日	1826	本庄	1	高田和源太重訓	「神社御参詣衆覽帳」25丁裏、花押有	
文政9年4月10日	1826	白川	2	湯川淳之助、吉田長三郎	「神社御参詣衆覽帳」26丁表	
文政9年4月15日	1826	本庄	1	戸藤治兵衛信芳	「神社御参詣衆覽帳」26丁表、花押有	
文政9年8月	1826	庄内	1	紀太東吾惟賢(代参)	「神社御参詣衆覽帳」26丁裏、花押有、紀太東吾(『諸役前録 中』)13丁表、近習頭取)	文政9年9月1日下着
文政9年9月15日	1826	亀田	1	(無窮堂)清野郡蔵英種	「神社御参詣衆覽帳」26丁裏、花押有、「重信十一代末流」	
文政9年中夏3日	1826	庄内	1	酒井元松繁	「神社御参詣衆覽帳」27丁表、花押有	
文政10年3月	1827	庄内	1	喜早藤元孝(代参)	「神社御参詣衆覽帳」27丁表、花押有、喜早文吉(蕃)(『諸役前録 中』)12丁表、文政8年近習頭取)	文政10年5月16日出発
文政10年4月1日	1827	弘前	1	今左衛門寛行	「神社御参詣衆覽帳」27丁裏、花押有	
文政10年5月1日	1827	秋田	1	小貫山吉兵衛正武	「神社御参詣衆覽帳」27丁裏、花押有	
文政10年5月11日	1827	亀田	1	駒木根佐仲藤原国安	「神社御参詣衆覽帳」28丁表、花押有	
文政10年7月15日—22日	1827	山形家中	1	進藤東台平/信晴	「神社御参詣衆覽帳」28丁表、花押有、由緒、「上野国住人、苗川中嶋合戦之居、浅山一傳齋十三世末流、本名浅山瓶齋平/信則、甲斐国太守武田信玄二仕、信玄公軍中ニ病死之節浪人となり、秋元家江初メて仕る、則當代十三代末孫」	
文政10年3月24日	1827	亀田	2	小森宗作信敏、後藤蔵之丞勝之	「神社御参詣衆覽帳」28丁裏	
文政11年3月24日	1828	亀田	2	小森良次、阿部甚吉	「神社御参詣衆覽帳」28丁裏	
文政11年4月21日	1828	亀田	2	伊藤仁八、小林和三郎	「神社御参詣衆覽帳」28丁裏	
文政11年4月23日	1828	亀田	2	山中六左工門好信、上杉左五郎貞但	「神社御参詣衆覽帳」29丁表、花押有	
文政11年7月6日	1828	酒井撰津守	2	匹田多善重吉、後男右衛門可簡(代参)	「神社御参詣衆覽帳」29丁表-30丁裏、花押有、匹田多善(『諸役前録 中』)1丁表、文政9～天保4年(御部屋付御用達)」	
文政11年8月15日	1828	津軽弘前	2	木戸源吾豊健、工藤官六祐久	「神社御参詣衆覽帳」30丁裏、花押有	
文政11年10月15日	1828	庄内	2	進藤嘉十郎、進藤幸助	「神社御参詣衆覽帳」31丁表	文政11年7月8日下着

文政12年か4月26日	1829カ	津軽、今八郎治門弟	2	外崎門之丞則好、高橋萬左衛門達茂	「神社御参詣衆覚帳」31丁裏・表、花押有	
文政12年5月18日	1829	庄内、酒井撰津守	1	匹田多善重吉(代参)	「神社御参詣衆覚帳」31丁裏、花押有、匹田多善(『諸役前録 中』)1丁表、文政9~天保4年「御部屋付御用達」	
文政13年3月5日	1830	庄内、酒井左衛門尉	1	笹男兵衛寄簡、笹能蔵寄贊	「神社御参詣衆覚帳」32丁裏、花押有 笹男兵衛(男之助、文政4~天保5年近習)	文政13年5月16日出発
文政13年4月5日	1830	新庄	1	堤林勝蔵元善	「神社御参詣衆覚帳」32丁裏、花押有	
文政13年7月3日	1830	庄内	2	森寛兵衛正勝	「神社御参詣衆覚帳」32丁裏、33丁表、花押有	
文政13年7月27日	1830	新庄	4	雨谷弥七安浩、星野弁吉信古、杉沼良之進宗徳、金田均平常彬	「神社御参詣衆覚帳」33丁表—34丁表、花押有	
天保2年3月5日	1831	弘前、今八郎治門弟	2	佐々木末吉高好	「神社御参詣衆覚帳」34丁表、花押有	
天保2年3月5日	1831	弘前	2	斎藤儀十郎吉紀	「神社御参詣衆覚帳」34丁表、花押有	
天保2年3月8日	1831	弘前	1	武田元司永昌	「神社御参詣衆覚帳」34丁裏、花押有	
天保2年5月	1831	庄内	1	石原益吉重則	「神社御参詣衆覚帳」35丁表、花押有	
天保2年7月	1831	庄内	1	石原熊彌重口、松平武次郎	「神社御参詣衆覚帳」35丁表、花押有	
天保2年7月カ	1831	仙台中、黒川郡春田村	1	中川与平治	「神社御参詣衆覚帳」35丁裏、花押有	
天保2年7月カ	1831	庄内	1	松平武次郎	「神社御参詣衆覚帳」35丁裏、花押有	
天保2年9月15日	1831	庄内	2	内藤定治盛重、黒崎連	「神社御参詣衆覚帳」35丁裏、36丁表、掛紙有(林崎明神掛額の由来)、和歌2首、黒崎連(『諸役前録 中』)14丁表、文政11~天保3年近習)	
天保8年11月	1837	庄内	1	酒井長幸	奉納:木太刀奉納額(『林崎明神と林崎基助重信』)	天保8年5月16日出発
弘化2年3月	1845	新庄	1	可見外記	奉納:立札1基「奉額二尺八寸出口修練壱万五千度」(『林崎明神と林崎基助重信』)	
弘化3年正月	1846	新庄	1	可見外記	奉納:立札1基「奉額二尺八寸出口修練二万度」(『林崎明神と林崎基助重信』)	
弘化4年4月17日	1847	水戸松前土生田村	1 1 1 不明	藩師 岡田助右衛門利貞 宇都宮吉郎吉 当郡土生田村門人中	奉納:木太刀奉納額1面(太刀3振)(『林崎明神と林崎基助重信』)	
嘉永6年4月7日	1853	林崎村	1	竹村仙助	燈籠一対(『林崎明神と林崎基助重信』)	
嘉永6年10月7日	1853	林崎村	1	斎藤太良兵衛	青銅製花瓶 1瓶(『林崎明神と林崎基助重信』)	
嘉永6年12月7日	1853	林崎村	1	斎藤太良兵衛	青銅製花瓶 1瓶(『林崎明神と林崎基助重信』)	
安政5年4月17日	1858	林前寺清覚院	1	義全法印	鏡1面(『林崎明神と林崎基助重信』)	
安政5年12月	1858	秋田	1	太田正路	『林崎明神と林崎基助重信』	
安政5年12月	1858	龜田	1	萩津勝彰	『林崎明神と林崎基助重信』	
安政5年12月	1858	林崎村	1	口	『林崎明神と林崎基助重信』	
安政5年12月	1858	利尾家中	1	五八三郎	『林崎明神と林崎基助重信』	
安政年中	1854—1859	庄内	1	安倍親任	「筆濃余理」付録7	安政元年8月7日下着 同2年5月21日出発 同3年4月16日下着 同4年閏5月11日出発 同5年7月29日下着 同6年5月13日出発
安政年中	1854—1859	石田村新庄	1 1	石吉 阿部宇一郎	『林崎明神と林崎基助重信』	
万延元年2月	1861	不明	不明	不明	奉納:林崎基助重信画像(「本朝居合中興元祖林寄甚輔重信像」、紋付袴姿、許振軍紋カ、髪型は赤先留、右手に軍扇カ、脇差を差し後背に長太刀を置ク)(『林崎明神と林崎基助重信』)	
文久元年4月15日	1861	直参、東都元山王製坂、林崎重信先生十一伝	1	依田市左衛門命源(源十郎命歎嫡男)	奉納:立札1基「奉祈念田宮流」(『林崎明神と林崎基助重信』)	
文久元年4月17日	1861	仙台、当社流嫡伝	2	斎藤政之助(堀津之助友徳)、早坂勇記(大規定之進安廣)	奉納:石碑「林崎重信先生」、榊葉太刀・太刀奉納額(『林崎明神と林崎基助重信』)	
文久2年正月21日—3月10日(50日間)	1862	仙台、当社流嫡伝、堀友徳門人	2	萱場一典、堀友信	奉納:掛額1面「十八種剣数修行」、「十壹萬三千六百七十二本」(『林崎明神と林崎基助重信』)	
文久2年3月10日	1862	仙台	2	□□□□(萱場一典)、□□光信(堀五郎左衛門)	『林崎明神と林崎基助重信』	
慶応4年7月	1868	大泉藩(旧庄内藩)	1	若松嘉蔵	戊辰戦争白川合戦出陣の際、剣難能除の祈禱御札の書状(明治3年11月28日)(『林崎明神と林崎基助重信』)	

表註

1. 林崎基助源重信公資料研究委員会編『林崎明神と林崎基助重信』復刻版(村山市、初版・平成3年2月、復刻・平成18年6月)掲載の「神社御参詣衆覚帳」について年代順に整理して一覧表とした。
2. 『林崎明神と林崎基助重信』は、社殿が正保3年(1646)に焼失し、正徳2年(1712)に再建したとしている。
3. 藩主代参を行った庄内藩士について、鶴岡郷土資料館所蔵『諸役前録 中』(HL22513/ヤ/2)、同『名山蔵 廿三』(閑散文庫K90)、『新編庄内人名辞典』(庄内人名事典刊行会、昭和61年11月)をもとに役職が掲載されている者を「典拠・備考」欄に追記した。
4. 鶴岡市史編纂会編『鶴岡市史資料編 庄内史料集15 庄内史要覧』(鶴岡市、昭和60年3月、78頁「庄内藩主の参勤交代一覧」(原典「大乗院様以来御上下扣」および「大泉紀年」))の参勤交代年月日を付記した。

表2 林崎居合神社参詣諸藩における林崎流系居合術の伝書系譜

代数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11			
相伝者	天真正・林(崎)明神	林崎甚助重信	田宮平兵衛(重正・照常・業延)	長野無楽斎権露	【山形藩↓新庄藩】 ※秋田藩伝書は「一市宮左太夫忠重」	【山形藩↓新庄藩↓水戸藩】 谷小左衛門秀(季・愛)正	【新庄藩】 駒平次右衛門良重	相馬忠左衛門政住	常井甚五右衛門直純 相馬忠左衛門豊政	常井平内純章 松田市郎右衛門喜豊(善兵工)	河邊市郎左衛門隆(佳)光 松田六左衛門請意 松田(案田)梅翁喜栄			
							津軽玄番	七戸権右衛門	松山善之丞 榎方五右衛門尉	榎方嘉兵衛尉	浅利伊兵衛(均禄) ※書物ばかりの相伝			
							常井(弘前藩)新喜兵衛直則	浅利伊兵衛均禄	浅利金五郎	浅利万之助均費	佐和市の丞	藤田八郎左衛門	成田佐次兵衛	
									八反田宇右衛門	樋口(浅利)萬之助	藤田八郎左衛門	今幸右衛門寛満(一宮流谷派)	今八郎右衛門寛利	
									田中惣右衛門治賢	上遠野平助秀貞	菅生遜世益心	鈴木五右衛門重喬		
							長谷九郎右衛門備盛	諸橋與治右衛門勝充	上遠野平助秀貞	諸橋與治右衛門勝充	酒井忠治(忠義)	松宮樞之助	酒井治郎右衛門長好	酒井治郎右衛門長辰
							旅川弥右衛門酒井弥太郎	酒井與三郎長武	酒井七右衛門長利	堀小隼人三命	酒井十平長照	酒井治郎右衛門長好	酒井治郎右衛門長辰	酒井治郎右衛門長辰
							酒井與三郎長之	酒井與三郎長武	酒井七右衛門長利	堀小隼人三命	酒井十平長照	酒井治郎右衛門長好	酒井治郎右衛門長辰	酒井治郎右衛門長辰
							白庄内藩・田宮流	酒井與三郎長之	酒井七右衛門長利	堀小隼人三命	酒井十平長照	酒井治郎右衛門長好	酒井治郎右衛門長辰	酒井治郎右衛門長辰
							沼沢忠通	佐々木宗直	浮州重吉	神田良近	坂井次長	坂井次良		
							樋口光明	生田勝連	小笠原義知	高橋清輝	羽島氏往	笹原忠通		
							篠原義武	樋口次道	樋口光義	原田種陽	柴盛方	原田種因		
新見吉之丞貞重	窪与左衛門吉富	佐藤半左衛門重興	佐藤重堅	黒河内兼孝	黒河内兼義									
【秋田藩・角館】須藤平右衛門茂道	金弥八郎道次	石井藤兵衛忠典	滑川喜右衛門通紀	永坂常久	千里忠重									
吉成文左衛門	根田部少輔	桜場傳左衛門	同氏(桜場)隼人	石井理左衛門忠友	石井理左衛門紀忠									
【龜田藩・本荘藩 林崎流】伝系不明				新田一甫	同氏(新田)兵一									
				【龜田藩】 勝山文左衛門胤安	林崎甚助重信11世 清野郡蔵									
				【本荘藩】 林崎甚助重信10代 中村貞四郎景温										

【凡例】
林崎居合神社所蔵「神社御参詣衆覚帳」に記載した諸藩ごとに、これまで刊行された書籍などで知られている林崎流系の主な伝書を表にした。下記に典拠を示す。ただし、から列挙した。各藩の最初の相伝者には、【】で所属藩・在住地・流派名等を付記している。代数が不明な相伝者は、【世代不明】と付記している。なお、相伝者の代数順に

【典拠】
林崎甚助源重信公資料研究委員会編『林崎明神と林崎甚助重信』復刻版(村山市、初版・1991年2月、復刻・2006年6月)。今嘉村雄編『日本武道全集 第七集』(人物往来林崎流居合)、『飄流図(林崎流居合・関口流柔術)』(大矢邦宣編 本荘市史神社仏閣調査報告書『本荘の神仏像』(本荘市史編さん室、1998年3月、136・137頁)。太田尚究『第3号所収、2001年10月』。『仙台市博物館収蔵資料目録Ⅶ-仙台藩史資料(家わけ)』(平成6年3月、仙台市博物館)136・137頁、堀家資料。鶴岡市郷土資料館所蔵・館所蔵酒井家文書No.562・563。

12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
山内儀右衛門悦道	相馬傳野右衛門政房	常井大膳(直尖)	押切傳之進 相馬宇太夫政休	堀林銀次					
松田六左衛門 (隼人)喜貞	桜井友右衛門	門屋又八郎盛備	松阪善之進臣義	松坂次郎左衛門 臣盛	早坂理三				
小川珍蔵				松田隼人喜時					

【世代不明】
浅利萬之助

【世代不明】浅利
万之助均致

今八郎次(治)寛衆	千葉草々庵	千葉建之助	笹森順造 (神夢想林崎流)
-----------	-------	-------	------------------

曲木惣内

酒井治郎右衛門 長保	【世代不明】 酒井治郎衛門長政カ 沢井剛吉 松平多宮(久成) 原田英士豊高	【世代不明】酒井 治郎衛門重幸 沢井水之助	【世代不明】 酒井吉平 戸田富之進直中	戸田惣十郎 (松本十郎)				
陶山七平儀明	陶山七平儀信	【世代不明】 陶山順策	陶山運平	陶山随平儀真	秋保壽助	秋保初次郎		
陶山随平儀真	陶山随平儀永 (儀長)	富樫磯治	【世代不明】富樫小 三治永錫					
	【世代不明】 和田吉次郎							

坂井次隆	川上重英				
羽島氏英	藤沢清温	大竹成昌	日向次宣	加藤長友	

黒河内兼博	黒河内義信	黒河内義次
千里祐行	千里忠行	

林重右衛門隆平	林監助隆陽	林七郎隆文	小田野主水直通	小田野主水直政	陶六郎
---------	-------	-------	---------	---------	-----

奥 松 良 進 軒	【林崎村】 山口喜左衛門義里カ	北山長楽軒(軒) 諱雄・茂雄	五十嵐與五右衛門		豊嶋富之丞	高嵩幸之丞	中嶋外記	中嶋意徳	笠原周三
	山口 嘉右衛門 (仙台藩)	氏 家 八 郎	高 島 勇 太 夫	山 寄 随 謙 意 時		堀律之助 (友徳)			
					笠原周治	【世代不明】 大槻定之進 (安廣)	田丸 庄左衛門		

	林崎基助重信14 世・大平重兵衛 成尊
--	---------------------------

参詣帳に記載されたことがある藩の伝系に限定しているため、全ての林崎流系の相伝者を収録しているわけではない。各藩ごとに太枠で伝系を囲み、相伝者を整理しているため、必ずしも同じ代数の相伝者が同時代の者とは限らない。

社、1967年3月)。太田尚充『弘前藩の武芸伝書を読む—林崎新夢想流居合・宝蔵院流十文字鍔—』(水星舎、2010年2月)。「試合対座図(慈玄流剣術・関口流柔術・充)津軽弘前藩の武芸(15)」(『文化紀要』第3号所収、1991年8月、99頁)。間島勲「会津藩における無楽流居合術の伝承」(市史編さんグループ編『会津若松市史研松本十郎資料142、松本十郎資料772、秋保家文書119-7・12~14、SL-2519、SL-3042、SL-3043、SL-3072、SL-3075①~④、三瀬石塚家文書87。致道博物

地として認識していた。また、国元と江戸とを往来する途上で度々、「瑞籬」と美称する林崎神社に参詣した。それゆえ社人とも親交があり、「微志」としてこの掛額を奉納したのである。『本朝武芸小伝』に先行する由緒認識が現れ、“居合発祥地”として同社が整備されていく経過を示している。

「川上記」によると、正方は元禄14年9月29日に江戸を発駕して、10月に国境の清川に宿泊、同月11日には鶴岡に着いた³⁴。この記述は掛額の銘文と一致しており、正方は国元下向に合わせて掛額を発注し、下向中の10月上旬に神社へ立ち寄り奉納したと考えられる。

正方は国元で月番家老を務めるために、江戸での任務を終えて帰る途上にあつた³⁵。したがって、この掛額奉納は正方の個人的な信仰心によるものとみるべきであろう。

正方は、同藩の景流居合相伝者・七森数右衛門などの武芸者を食客にしていたといわれ³⁶、藩内の武芸を庇護する存在であった。しかし元禄16年、長谷川は、改易されて庄内藩預かりとなっていた本多出雲守の監視に失敗して失脚する。

庄内藩士の参詣は、長谷川の失脚以降も継続的に行われたが、二つの傾向に分かれていく。一つは田宮流の修行者による個人的な参詣、もう一つは藩主代参という公務の参詣である。

庄内藩では、酒井治郎右衛門家が師範の家柄の一つとして田宮流を継承し、同流の門人が多く参詣した。治郎右衛門家は藩祖・酒井忠次以来の家臣であり、役儀で士卒を率いる番頭を多く務めた。知行最大400石を有し、藩内でも中堅的階層にある家である³⁷。

庄内藩の田宮流は、重信の高弟・田宮平兵

衛の名を冠した流名であるが、読み仮名を「ハヤシザキ」³⁸としている。加えて伝書の体系や技名が類似しており、林崎流の形態に近いものであったとみられる³⁹。ゆえに強烈に林崎重信を流祖として意識していた。

『筆濃余裡 附録七』によれば、庄内藩における田宮流居合術は藩士の白井庄（荘）兵衛成近によつてもたらされたとされる⁴⁰。庄兵衛は、田宮流の開祖・田宮平兵衛から長野無楽齋を経て田宮流を相伝し、酒井治郎右衛門家の4代目・与三郎長武に伝授した。長武以降、この酒井治郎右衛門家が、田宮流の師範家の一つとして代々流派を相伝することになる。

明暦2（1656）年作成とされる「御家中武藝師帳」には、師範の寺田惣左エ門率いる「居合」（流派不明）の門弟が40人おり、酒井与三郎率いる「居合」（田宮流カ）の門弟は18人掲載されている。次の延宝6（1678）年に調査した「御家中武芸稽古之者覚」には、酒井与三郎率いる「居合」の弟子55人、他に「新九流兵法」75人、「新陰流兵法、至心流捕手」119人などとある⁴¹。田宮流は、近世初期から藩内の居合・剣術流派において、一定程度の勢力を築いていた。

『筆濃余裡 附録七』は、酒井治郎右衛門家が「東都往来ノ毎度最上ノ林崎明神ニ参詣シ、於神前彼ノ林崎甚助力太刀ヲ以、居合ノ一本目ヲ抜テ神ヲ祭ルヲ例ト」したという。田宮流を教授すると同時に、定期的に林崎神社への参詣を行うことで、居合術上達を願う信仰を深めていた。

さらに、門人の流儀の相承と血縁関係についても触れておきたい。『筆濃余裡 附録七』における各藩士の系譜をみると、酒井治郎右

衛門家は、二代長元が庄内藩田宮流の導入者・白井庄兵衛を輩出した白井惣右衛門家の養子であった。

いくつかの田宮流伝書で相伝者に数えられる陶山氏は、酒井治郎右衛門家の縁者である白井家へも養子を出している。他に、七代儀興の代に中臺家へ養子を送り、これが中臺八郎兵衛となり田宮流居合の師範となる。さらに中臺八郎兵衛直綱の次男は、和田伴兵衛となり和田家の養子となり、息子吉次郎も田宮流の師範となる⁴²。

このように庄内藩田宮流は、家臣間の縁戚関係に依拠して伝承されてきたといえる。したがって印可を受ける、流儀の中核をなす家臣たちにとっては、道統が血縁・縁戚関係に重なるようになっていった。

また庄内藩には、長男以外の者でも技芸や学問の才能を認められれば、「連綿家」として別家を立てる制度があった。田宮流の能力によって連綿家を創設した例もあり、彼らは、林崎明神を武芸上達の神という枠組みにとどまらず、家存立の根拠となる氏神的な存在としてとらえるようになったのではなかろうか⁴³。

このような流儀の継承と養子相続・新家創設との密接な関係は、江戸後期以降、事例の累積によって強まっていったと考えられる。

なお、田宮流の他に存在した同藩の景流(真景流)居合の伝書では、林崎重信ではなく今井不繁を流祖としている⁴⁴。管見の限り景流居合の門人は参詣帳に記帳しておらず⁴⁵、林崎居合神社へ参詣した藩士は、同じ居合術の分野であっても限定的であったことに、注意を喚起しておきたい。

個人的参詣の一方で、安永元(1772)年以降、庄内藩の参詣帳記帳者の中には、「酒井撰

津守(左衛門尉)代参」などと藩主代参であることを明記する者が現れる(表1参照)。日付が明確な64回の参詣のうち、のべ45名が代参者である。

最初の代参は、7代藩主・酒井忠徳が国元へ初入部した時のものである。この折の参勤は、江戸から忠徳ら一行が福島に到着した際、一時的に旅費の送金が途絶えて帰国が危ぶまれた。忠徳は藩財政の窮乏を嘆き、藩政改革のきっかけになった出来事として知られている。

財政がひっ迫している中でも林崎居合神社へ代参したことは、同社が庄内藩主にとって重要な参詣地だったことを示している。

『新編庄内人名辞典』や『諸役前録 中』などから参詣者に比定される人物を抽出すると、代参者は主に近習または近習頭取など藩主側近から多く選ばれている(表1参照)。

参勤交代中の代参事例については、家老の竹内八郎右衛門が残した日記から、藩主代参や初穂を献上した寺社を知ることができる(表3庄内藩参勤交代代参場所一覧)参照⁴⁶。

この日記は、文化3(1806)年の8代藩主・酒井忠器が初めて国元に下向した折の記録であり、その代参地にはいくつか特徴がある。第一に江戸近郊の寺社は記載されず、第二に都市部での参詣として軍神・豊城入彦命を祀る宇都宮の二荒山神社や、疱瘡除けで知られた出羽国東根の若木山権現が挙げられる。第三に難所での安全を祈願してか、峠や舟下りの途中にある寺社へ多く参詣している。日記にみえる代参者は用人格の者が多い。

しかしこの日記を含め、藩の古記録には林崎居合神社への代参記録が見当たらない⁴⁷。同社には用人や家老ではなく近習が代参して

いるため、他の代参地に比べ、より藩主の内意から発せられた参詣と思われる。

この藩側の記録と参詣帳との差異について、ひとまず以下の仮説を挙げておこう。まず推測されるのは、藩主の代参とはいえ藩全体に関わる事項ではないとみなし、藩主と近習ら側近たちが田宮流門人として同好的な意味合いで行ったという可能性である。

庄内藩の武術の中でも、田宮流居合は、藩主が習熟する武芸の一つとして特殊な位置を占めた。万治2（1659）年、酒井治郎右衛門家の長武は、翌年藩主となる嗣子・酒井忠治（のち忠義）へ田宮流居合の免状・目録類を伝授した。この他にも藩主・酒井家へ田宮流居合の免状類が幾度か進上されている⁴⁸。

他に『名山蔵』⁴⁹には、武芸者が藩主に居合を指南した記事が散見される。例えば元禄5（1692）年、酒井七郎右衛門が藩主へ居合指南をしており、明和5（1768）年には陶山随平が、江戸で新藩主となった忠徳に居合指南をしている。また明和3年には7代目酒井治郎右衛門が近習頭取となっており⁵⁰、忠徳にとって田宮流居合は身近な武芸であった。

こうした環境が、忠徳に林崎居合神社への参詣を意識させ、側近たちに参勤道中での代参を指示し、やがて後代も定例化したと推測される。

あるいは、藩の財政難と藩士の退廃的風潮に対して綱紀粛正し、気風を刷新する目的で代参が行われたことも考えられる。

江戸中期以降、近世大名家臣団内において、一般的に侍層のみならず、徒士や足軽層へと階層の世襲化が生まれることが知られている⁵¹。藩当局は、家臣団の中で技芸の継承と尚武の気風とが永続されることを志向した。庄内藩

では度々、家中の能力維持と綱紀粛正を図る法令を出した。例えば享保9（1724）年11月、「芸術」や「男ぶり」の良さによって登用された家の継嗣または養子が、相応の能力ではない場合、相続を禁じている⁵²。

武芸を“家業”と自負する家臣にとっても、藩内で家筋を定める動きが加速することは、先述の「連綿家」創設と合わせて、自らの地位を確立する上で歓迎すべきことだったのではないだろうか。

代参の継続は、家臣団を統合・維持する有用な手段とみなされていたと考えるが⁵³、この点は次章で追究することにする。

(2) 本荘藩士・亀田藩士

出羽国由利郡の本荘藩および亀田藩では、伝系は未詳であるが林崎流を相伝しており、参詣帳記帳者には本荘藩9名、亀田藩17名が確認できる。延宝2年分限帳⁵⁴や江戸中後期以降の家臣団の事績をまとめた『御分限帳』⁵⁵を参照すると、参詣者と同じ小関、小原、油川、長谷川、高田、戸蒔らの氏が確認できる。ただし高持から扶持取まで、階層は必ずしも一定しない。

亀田藩は時期別に3つの分限帳があり、それぞれ参詣帳記帳者と照合すると、同名で親族とみなせる上杉左五郎、駒木根左仲、清野郡蔵、他に阿部、伊藤、遠藤、栗原、後藤、小林、小森、山中らの氏を確認できた。

両藩士の参詣は18世紀末から19世紀初頭にかけて集中しており、参詣動機を考えるうえで注目すべき特徴である。本節では一例として亀田藩士・清野郡蔵を取り上げてみたい。

郡蔵は林崎居合神社に文化11（1814）年から4回参詣している。その一方で、亀田藩士

が領内の松ヶ崎八幡神社（現・秋田県由利本荘市宮ノ腰）に奉納した武術絵馬額にも、門人として掲載されているのを確認できる⁵⁶。

同社の武術絵馬は16面存在し、それぞれの額に記載されている苗字、通称、師承関係を比較して、同じ家の者と判断できる者が少なくない⁵⁷。つまり侍層の家臣団が慣習的に、流派ごとに絵馬額を奉納していたのである。

本荘藩や亀田藩では、19世紀初頭から日本近海に出没するようになった異国船に対し危機感を覚え、海防や武芸奨励を推進したといわれ、武術絵馬の奉納も、異国船の退散祈願と藩士同士の結束を固める意味で盛んになされたと考えられている⁵⁸。

文政元（1818）年8月に松ヶ崎八幡神社へ奉納された、慈玄流剣術・関口流柔術・林寄流居合の門人を記した「試合対座図」を観察すると、郡蔵は「剣術・柔術門人」「両術共免許」と肩書きされており、まだ居合の熟達者とはいえない。

文政9（1826）年、郡蔵が林崎居合神社の参詣帳に最後に記帳した時の肩書は、「重信十一代末流」であった。郡蔵は、亀田藩内における外圧に対する武芸奨励を背景に、技を修練し参詣を重ねることで、一門人から流派の正統後継者へと技術的・精神的に脱皮していった。その結果として、「重信十一代末流」という自己の矜持を参詣帳に表明したと考えられる。

(3) 新庄藩士

出羽国新庄藩では林崎新夢想流を相伝してきた。同藩における相伝は、重信の高弟・長野無楽斎の弟子である一宮左大夫（照信）と、その弟子・谷小左衛門（秀正、季正、愛正、

のち水戸藩に招聘）が、寛永期に山形藩鳥居家から藩主義嗣子の与力として異動してきたことにより始まる。この道統が、後述する弘前藩の林崎新夢想流導入者・常井喜兵衛直則らに伝わることになる⁵⁹。

参詣帳にみえる駒木根氏、相馬氏らの藩士は、いずれも禄高の平均が150石程度の家柄で、特定される参詣者の多くは家督を継ぐ前の嗣子である⁶⁰。参詣帳から拾い上げれば、4月に参詣した例が多く、これは参勤交代の日取りとずれている⁶¹。したがって同藩の参詣は、必ずしも公用の道中で立ち寄るわけではなく、新庄藩領から林崎村まで地理的に近いために、比較的自由な、道場単位の個人的参詣が多かったと推測される。

(4) 弘前藩士

津軽家の弘前藩では、重信を祖とする林崎新夢想流を継承している。元新庄藩士の常井喜兵衛直則が、新庄藩に伝わる一宮・谷系の居合を、弘前藩に仕官して導入した。常井は「高上極意」などの伝書において、禅宗の思想を援用しながら居合術の技や心法について体系化している。

これを浅利伊兵衛均禄が相伝し発展させ、弘前藩における林崎新夢想流が確立した。同流派と浅利の事績については、太田尚充氏の研究に詳しい⁶²。

同流派の伝書では、禅修行と居合修行を一体視した居合観を述べる。常井や浅利は、稽古に没頭することで、技の妙味を夢想し感得する体験を伝書に書き残した。このような相伝者による流祖・重信の居合創始の追体験は、弘前藩の初期相伝者たちに特徴的である。

浅利は当田流剣術の相伝者でもあり、会得

表3 庄内藩参勤交代代参場所一覧〈竹内文書148『御入部御道中日記』文化3(1806)年7月〉

文化3(1806)年7月1日江戸発、7月15日鶴岡着

日時	参詣地	場所	代参者	初尾	備考
7月4日	宇都宮明神	宇都宮領宇都宮二荒山神社 (栃木県宇都宮市馬場通り)	御使番 (麻袴)	100疋 神主100疋	先格では御用人、この参勤では人数不足のため使番が代行。
7月6日	境明神両社	白川領(福島県白河市白坂)	御使番	100疋	陸羽街道の陸奥・下野国境、進物方は御徒が供える。
7月9日	小坂不動	小坂峠カ (福島県国見町小坂カ)	御使番	100疋	
7月10日	材木岩不動	仙台領小原 (宮城県白石市小原)	御使番	100疋	材木岩・飛不動
7月11日	榎下不動	上山領榎下村 (山形県上山市榎下)	御使番	100疋	
7月12日	若木山権現	松前領東根 (山形県東根市神町)	御使番	100疋	痲瘡治療の利益
7月13日	記載なし (林崎神社)	幕府領(山形県村山市林崎)	記載なし(矢口 儀右衛門親安)	記載なし	『御入部御道中日記』無記載、参勤交代の本隊は清水(現・大蔵村)に移動。林崎居合神社所蔵「神社御参詣衆覚帳」では代参と表記。
7月13日	仙人掌	新庄領(山形県戸沢村高屋)	御用人 (旅装束)	100疋	「御船中」、船中から最上川北岸の仙人掌を選擇したか。
7月14日	五所王子	庄内領(山形県庄内町清川)	御奏者番 (麻袴)	100疋 別当100疋	現・御諸王子神社。先格では御用人、この参勤では人数不足のため使番が代行。

註1 鶴岡市郷土資料館所蔵 竹内文書148『御入部御道中日記』(4丁表・裏)を一覧表にした。

註2 境明神両社の条文中に代参者の記載なし。小坂不動から若木山権現まで「但同断」と記しており、文脈から代参者を御使番と判断した。

した各流派の極意や信条が、相互に影響して彼の武芸観を形成していたようである。例えば当田流の伝書では剣術の技法とともに、不動明王と修行者との一体化を目指した「不動護摩次第」などの護摩の作法や、諸尊の真言を図示・列記している。これは、伝書上に護摩次第を展開することで、真言宗の真髓たる「即身成仏」として、修行者が不動明王になりきることを企図していると太田氏は言う⁶³。氏は、神仏に修行者が庇護されるのではなく、修行者が稽古に没入し神仏と一体化することで、敵に対しても「少しも退くことなく」、「不惜身命の覚悟、明鏡にして無心・不動の心」を持つことが、当田流を通じて得た浅利の剣術の極意であったとしている⁶⁴。

この当田流の極意は、後述する林崎新夢想流修行のあり方と通底するものであった。

また「浅利伊兵衛遺書」⁶⁵には、浅利が浪人となっていた元禄期に参詣した寺社について

記している。彼は伊勢神宮参詣を第一義とし、二義的に両親・先祖や武芸の師らの菩提を弔う事を名目として参詣した。なお、道中で太刀・居合修行に励み、流儀の名声を高めることをも目標としていた。

武芸修行の訪問地として、鹿島神宮や、林崎新夢想流と同系の田宮流が盛行する紀伊藩を訪れている。浅利は、当田流剣術および林崎新夢想流の嫡伝である旨を記した奉納額を、京都・江戸・「御国(津軽本国カ)」それぞれの愛宕神社へ奉納したという。武芸流派の絵馬・掛額奉納は、流儀の正統性、優位性を喧伝するためによく用いられた手段であり⁶⁶、浅利も多くの参詣者が見込まれる寺社に奉納先を選定したのであろう。

これらの言動から、浅利は林崎明神というよりむしろ、彼が居合と共に修めた当田流剣術で信奉した不動明王や、繰り返し掛額を奉納した愛宕山に対する信仰心を強く抱いてい

たと思われる。

浅利が廻国していた元禄期は社殿が焼失していたためか、浅利自身の林崎居合神社への参詣は確認できない。しかし後年には、弘前藩士20名が参詣帳に記帳している。殊に今左衛門系⁶⁷の門流・門人は、継続的に参詣しており、伊兵衛をはじめとした浅利家よりも、林崎明神に対する直接の参詣を意識しているようである。

(5) その他の地域

上記以外の諸地域からの参詣者も触れておきたい。まず秋田藩からの参詣帳記帳者は1人のみで、大藩であるにも関わらず少ない。参勤道中で秋田藩主は、横手付近で林崎流をはじめ武術の上覧をすることがあった⁶⁸。藩内では林崎流を相伝していたが、林崎居合神社への参詣行動は他藩に比べ相対的に希薄である。

松前藩士の掛額も奉納されている。松前藩は飛地が村山郡内にあるためか、林崎村近郊の土生田の門人と共に額を奉納している。

参詣帳や奉納品に現れないが、先述した林崎村の名主・五十嵐與五右衛門のように、在地の非武士層も林崎流の居合修行を行う機会があった。

一方で、参勤交代で林崎村を通過しない地域から参詣した者もあり、その所在は山形藩、仙台藩、会津藩⁶⁹、白河藩、江戸・直参旗本、伊勢・白子（三重県鈴鹿市）などである。いずれもわざわざ北上しており、寺社参詣の対象地として思い入れの強い信仰者とみられる。

仙台藩内の参詣者は、参詣帳の中では寛政3（1791）年頃を最初として3例しか確認できない。ところが文久期になると、仙台藩士

が奉納額はもとより、長尺の「柳葉之太刀」を寄進し、林崎重信の墓石までも建立している。

文久期における仙台藩士の参詣は単発的な参詣ではなく、以後に同流の門人が定期的に参詣できるよう、境内環境を整備したものと考えられる。万延期には重信の画像も奉納されており（表1）、幕末期には林崎重信個人への崇拜が高まっていったと言えるだろう。

第2節 参詣記帳者の傾向と特性

「参詣帳」を分析すると、参勤交代で江戸・国元間を往来するほかにも、新庄藩や林崎村以南の地域からは、必ずしも公務を伴わない参詣がみられた。

参詣者の伝系と出身藩について表2に示したが、彼らの伝系のほとんどが、重信の高弟・長野無楽斎権露を経由していることが特徴である。記帳者は長野無楽斎の門流に偏り、他流派・他系統の居合修行者はほとんど公式に参詣しなかった。

なお、長野無楽斎に比定される長野十郎右衛門、および彼の弟子である沼沢甚五左衛門長政は、会津入部前の山形藩時代に保科氏が召し抱えている⁷⁰。これまで見てきた通り林崎流は、元和8（1622）年の最上氏改易後に入封した諸藩に伝播していった。林崎居合神社は、旧最上氏領を中心に広まった長野無楽斎系統の稽古者たちから、求心的な場所として重要視されるようになったのだろう。

また、諸藩における特殊な事情をみれば、亀田・本荘藩のように対外情勢・治安維持へ対応する危機感が藩内で高じた結果、領外の林崎居合神社へも武芸上達、ひいては藩領安泰を意図して参詣した例がある。

特に庄内藩では、酒井忠徳の初入部を契機に藩主代参が定例化していった。この現象の要因として、第一に忠徳と側近との間で、田宮流居合に対する同好的つながりから参詣が始まったことや、第二に藩内の退廃的風潮を綱紀肅正する目的でなされたことが想定される。

その一方で、秋田藩では林崎流の伝承者がいながら他藩に比べ参詣が少なく、逆に仙台藩は幕末に至り集中的に奉納を重ねており、林崎重信個人の顕彰を志向していることが対照的である。同じ林崎流が伝承されていても、藩により参詣者のピークにはばらつきがあり、参詣の熱心さにも差がある。

参詣帳の記帳には、参詣者が自己を林崎重信の道統に位置づけ、喧伝しようとする志向性がある。例えば、寛政7（1795）年に参詣した本荘藩士・中村貞四郎景温は、自身を「林崎甚助重信十代伝統之末流」と記し、道統を数え上げて流祖とのつながりを主張する。

さらに参詣帳では、文化期以降から参詣者が日付、所属地、諱を加えた自署、花押などの要素を揃えて記帳するようになる。これは参詣者が参詣を自己証明する行為であり、同時に不特定多数の参詣者に対し差別化をはかる示威行動とみなせる。

参拝者は社前において、重信以降の系譜を意識しつつも途中の相伝者を省略し、参拝者個人が、神と重信に直接向き合うのである。

それでは参拝者の心中には、林崎明神がどのような姿と神格によってイメージされているのであろうか。次章で流派の思想と林崎明神の神格とを検討する。

第3章 流派の思想と林崎明神の神格

第1節 流派の伝書と思想

本章では、林崎流系の伝書群を比較検討して、参詣者たちが抱く流派の思想と林崎明神の神格について論じる。

同流の伝書群については、太田尚充氏が弘前藩伝林崎新夢想流の関係史料を用いて、古文書学的に考察し、詳細な翻刻と注釈を試みている。太田氏の研究は、同流の伝書に現れる教義を検討するにあたり基礎となる成果である。これを参照しながら、諸藩における伝書との同異点や、参詣者からみた林崎明神の神格を明らかにしていきたい。

林崎流の伝書群は筆者がみる限り、おおよそ以下のように分類することができる。

基本となるのは、「向之次第」「左身之次第」「右身之次第」「外物（とのもの）之次第」など、技の型を描写した図絵や目録の巻である。これらは、打方と仕方の位置関係や技の種類・難易度に応じて整理されている。さらに備忘のために、技の型の手順や場面を簡易な人物絵で示した「図法師」という図絵の巻を添えることがある。

印可に相当する者にはその証として、流儀の極意を示した「万事之巻」、流派の来歴や型で用いる得物の意義を述べた「序」や「手次（継）之巻」、技の要点や心得を和歌で表現した「秘歌之巻」などを与えている。伝書の奥書には、「天真正」と「林（崎）明神」を起点に、林崎甚助重信から順に歴代の相伝者を書き連ね、最後に師匠格の発給者から宛人となる次代の相伝者の名を記す。これら伝書の大系は、他に参詣した新庄藩や秋田藩、仙台藩、庄内藩などにおいても、同様の形態、文言で相伝されており、流派に共通するものであった⁷¹。

太田氏によれば、弘前藩では熟達した門人は「許」（千金の位）として認め、指導者となりうる技量の者には「指南許状」を与えた。門弟の中でも抜群の実力があり、かつ師匠が人格優良とみなす者を選定して流儀の後継者とするとき、後継者には全ての技を伝え、相伝権をも認めた「印可」（千機の位）を与えている⁷²。

これら基本的な伝書の他に、相伝者各々が、独自に居合修行の極意を述べた相伝書や注釈書を記すことがあった。そこに各地域における独特な居合観と、林崎明神の神格および属性を見出すことができる。

まず弘前藩における特徴をおさえておこう。太田氏は、最初の導入者・常井喜兵衛から浅利伊兵衛に与えられた「高上極位夢想心鏡明鑑之巻」には、『無門関』や『雪竇頌古』などの禅語を援用して、禅の修行と技の修練とを一体化して語り、流儀において到達すべき心境について論じている。そこでは、「生死の岸頭において大自在を得、六道四生に向う」といい、刀を抜き生死を決する場面においても動揺せず、臨機応変に対処することの重要性を説く。あるいは「心鏡明鑑、無礙」といい、何ものにもとらわれず解脱した自由な心境に達することが、林崎新夢想流の在り方であると結論している⁷³。

また太田氏は、刃長の意義と刀法についても考察している。刃長三尺三寸の刀は、仏・法・僧の三宝と王法の三剣に例えられ、活殺自在の働きを示す。かたや刃長九寸五分の短刀は、煩惱から離れて迷いを払う釋道の五拈に擬せられる。そのうえ、敵味方に分かれた打方と仕方の在り方も、前世の因縁によるものとし、両者による戦いは極楽浄土への道であると観

念しているというのである⁷⁴。

林崎流の型が、単なる大太刀の操法を伝えるものではなく、打方と仕方が繰り出す技の相互補完関係によって成り立つものであるととらえているのである。

これらの記述は、新庄藩、庄内藩田宮流、秋田藩、仙台藩など、他藩の同流伝書にある「序」や「手次之巻」に相当する箇所でもみられ、一般に林崎流の目標であったといえる。

太田氏は、常井がこの境地を「夢中に告げて争う」、すなわち夢の中で感得したとしており、技の修練に没頭し、自己の独力によって到達できる心境であると考えている。

太田氏は、流儀の根源たる「天真正」とは、居合修行に没入することで神仏と一体になった自己の様相を示すと考察し、また重信が香取神宮の天真正伝香取神道流を習得し、影響を受けていた可能性を指摘している⁷⁵。

浅利は、林崎明神を老翁の姿でイメージし、師の常井と同様に、禅宗的な仏道修行のあり方を居合修行に投影していた。「均禄夢想居合極意之巻」⁷⁶で浅利は、老翁が夢に現れ、必勝を得るための要義について問答した体験を語る。彼らは林崎明神の夢告を受けた林崎重信と同じ体験を独力で経ることではじめて、相伝者たる資格と自信を得ることができたのであった。

なお、老翁として想起される林崎明神は、しばしば中国風の衣装を纏い、術義を弟子に教示する姿である。庄内藩の酒井長政・長保が奉納した「林崎明神伝の図」⁷⁷では、唐服の老翁と弟子が、術義の問答を行う場面を描写し、新庄藩の林崎新夢想流においても宝珠を携えた白髭の老翁⁷⁸を描く。

長野無楽斎の門流は、かかる禅宗的思想、

ないし神仙思想を術義の拠り所として構築し、門人間で共有していたと思われる。

第2節 庄内藩における林崎明神の神格

本節では前述した各藩の特徴を踏まえ、庄内藩田宮流の技法と心法を解説した伝書類を年代順に挙げ、それらに現れる林崎明神の神格および教義の変遷を考察してみたい。

庄内藩を例とするのは、最も参詣帳記帳者が多く、術義と林崎明神の神格に関わる史料も豊富に残存しており、参詣者たちの信仰の背景を知る上で一つの指標となると考えられるからである。

さて庄内藩田宮流では、道統の根源である「天真正」をどのようにとらえていたのだろうか。

宝永3（1706）年に記した「林崎流家書物」では、「天真正」の語を「不義ヲニクミ悪ヲ恥ル物之我ニ有ヲ天真ト云、是ヲ主人公共云、天真ヲ正スル、之林明神ニテマシマス也」とし、悪を正す心を生ずる神として林崎明神をとらえている⁷⁹。

庄内藩田宮流は、弘前藩などに見られる仏道修行と居合修行とを一体視する在り方から、さらに踏み込んだ観念を強調する。酒井治郎右衛門長好の「林崎流居合指南秘伝之書」は、「初太刀こそ 神のおしゑし（教えし） 袈裟刀 きるにはあらで かくる（掛ける）なりけり」と道歌に歌う。居合の術技が罪人を正す社会正義実現の手段であり、「常に対（帯）する一腰は、則明神の御姿を対（帯）と覚」て、修行者は神の代理人として敵を教導するものであるという理念を、術理と対応させて解釈している⁸⁰。

他方、酒井治郎右衛門が綴った「武道私記」

は、「天真」のあり方を「万物自然二至（を）不知不見、何ソ知ン哉、見ん哉、悪ヲセサレハ天真安し、善ヲツメハ、天真顕らワる、悪をツメバ天真隠る、不学ハ天真ヲ不守、天真守處を不知してハ、何ヲカいのり、何ヲカ勤めん、神心ハ是天真の尊霊ナル者也⁸¹と表現する。「天真」は修行者に内在しており、“善悪”の行いによって修行者の人的価値が変化するのである。

こうした天真観を、治郎右衛門は弟子に次の段階の技を教える際の基準としている。技術的な習熟の度合いのみならず、この「天真」が、現在の技前や修行態度に現れているかどうかを厳しく審査している。

では庄内藩の相伝者たちは、天真を現したうえで、神仏と一体の境地におよび、あるいは重信の追体験をするのであろうか。林崎重信から7代目にあたる堀小隼人三命は、「田宮流居合秘之巻⁸²」を著し、彼なりの見解を述べている。

三命は、「自分朝暮居合に志といゑ共、必勝之所を不悟」と謙遜し、「居合は、人を切事にて切る事にあらず、唯難を得ざる処必勝と心得べし」といい、敵より先に自らが怒って切ろうとする短慮を戒める。また敵を「怨敵」と表現し、田宮流の修行者たる我が方は、罪なき者を成敗せず、倫理的に正しく冷静であることを求める。

修行者がこの倫理的な正しさを欠くとき、林崎重信と歴代の相伝者たる「元（先）師」たちに対する不孝となり、神罰を憂慮する事態となる。三命の言説には、神仏と自己の一体化というよりも、林崎明神や先師を絶対者として尊崇する志向が強く表れているようにみえる。

他に、酒井長保が記した「林崎神明教示録」⁸³では、相伝候補者の選定について言及する。

相伝候補者のうち、先代の相承者から最初に印可を受けた者を「一国耆人之相承之仁」とし、「印可相承」の権限を握る。その後、印可に相当する実力に達した者は「印歌の位(可)之仁」と呼ばれ、「位」という格式のみが認められる。長保は、「沢井剛吉ナル者有妙心ノ位ヲ産、今日印可ノ一巻ヲ傳フ、其術猶進マン為也、若凡化ニ歸ラハ自ら心神隠ル、重誓紙ヲ受ル」⁸⁴とし、技を精進する態度が失われれば、「印歌の位之仁」の内面に、技術と共に林崎明神の聖性が永続していると認めない。彼らは「一国耆人之相承之仁」から管理、評価される存在なのである。一度「印歌の位之仁」となった者でも、人物的信用が失われれば、「一国耆人之相承之仁」から「印歌の信免」を剥奪される場合がある。ただし、印可の実力に至った順番が異なるだけで、両者に大きな実力差があるわけではない⁸⁵。

庄内藩田宮流において、一国一人とは技を創始した林崎重信を指し⁸⁶、「一国一人相承之仁」が正統な後継者とみなされる。印可の伝授は、先代の相承者からただ一人、秘密裏に審問を受け、印可の伝授が行われることで成立するという⁸⁷。

ところが表2に明らかかなように、相伝者は一人ではなく、実際には複数の相伝者に枝分かれしている。長保の論述は、自らの道統を他の門流と差別化するための方便であるようにも思われる。

こうした相伝者の相承経緯、相伝者たちの叙述を踏まえれば、庄内藩田宮流において相伝者と神仏との一体性は流動的で、十分に師弟・門人間との信頼関係を築いた者が至高と

された、といえるのではなかろうか。

長保は、林崎明神の教示という建前を打ち出すことで、現実にある門弟同士の親疎関係の要因や次期指導者の選定を正当化した。

庄内藩の堀三命や酒井長保らは、弘前藩の常井喜兵衛や浅利伊兵衛にみられるような、流祖・林崎重信にも等しい霊夢体験を経て技量を備えた相伝者として、自分自身を叙述しない。

彼らは、林崎明神や「先師」林崎重信ら先祖の相伝者を自己の外部に設定する。彼らの教導を受けて、修行者は自己に内在している「天真」を、自身の積善により顕然とさせることが、田宮流居合の本質であると考えていた。

それは田宮流が、酒井家を始め代々家を母体にして受け継がれてきたという、自己が同一になれない絶対者としての「先師」への崇拜へとつながっていったのではなかろうか。

さらに田宮流修練の理想像について、儒学や職分の観点から論じておきたい。「林崎神明教示録」は、「名上身立之論」と「正邪論」との二部構成をとり、師弟の問答形式で進行する。前者では田宮流居合を修行することの意義を論じ、後者では印可を受けた修行者のあり方と師匠の指導について正邪を評論する。「名上身立之論」において特筆すべきは、立身出世の手段となる儒学や「当用之業」の修養と、「無益」の武芸とを対置した上で、武芸修行を擁護していることである。

「武道私記」でも、酒井治郎右衛門は、同じ田宮流の中でも儒家である和田伴兵衛・吉次郎親子とは反目していた。吉次郎は、治郎右衛門の門弟である沢井剛吉と原田英士に対し、「予ハ耆人林家ノ徒、何ソ共ニセン」といい、儒家ではない他の門弟を差別している。一方

で、治郎右衛門は剛吉に対し「儒と武の盛衰を問うに、答、善中立を以す」と返答しており、本来は武芸と学問のいずれもバランスの取れた修養を理想としている。

武芸と儒学を対置していても、長保は儒学を否定しているわけではない。長保の語る林崎明神と修行者との関係は、実は藩内で基本的な教学とされた徂徠学の学問的姿勢に近いものであった。

瀬尾邦雄氏によれば、庄内藩における儒学受容は、享保期に六代藩主・酒井忠貞が、経世済民の観点から朱子学に理解を示したことに始まるという。藩士層においても朱子学による自己形成と、臣民としての職分を意識する者が出現した。やがて藩内の儒学は、朱子学派よりも徂徠学派に傾斜していく。朱子学が心を主体として心理的側面から個人的道徳を完成させていくのに対して、徂徠学では「先王の道」を自己の外部に設定し、「先王創出の礼学」を規範として自己を修練することで道徳の完成を目指す⁸⁸。

7代藩主酒井忠徳は、混乱する藩政の改革を見据え、現実的な諸政策を実行しうる藩吏の養成を喫緊の課題としていた。忠徳は儒学に、政治課題に対応できる学問としての効用を求め、殊に徂徠学者の施策を採用するようになる⁸⁹。

その背景には、武をもって民を統治する武士の意義が薄れ、主家との運命共同体としての自覚が喪失したことなどにより、藩士層が不行状に墮す姿が問題視されたことが挙げられている。白井矢太夫は、こうした土風の乱れを刷新するため、藩士の心の規範となる「先王創出の礼学」を藩校教育の場で施すことによって、学修者たちの自発性が薫発されるこ

とを企図した。

徂徠学のあり方は、堀三命や酒井長好、長保らの言説にみられた、林崎明神と「先師」重信ら歴代相伝者を規範⁹⁰として、修行者に内在する「天真」を修養し顕然させる構造と合致しているといえよう。

前章でみた林崎居合神社への藩主代参も、居合修行者にもたらす林崎明神の役割が、庄内藩徂徠学が意図する土風の刷新と意図を同じくするものであったからこそ、継続されたのではなかろうか。

なお、庄内藩田宮流の諸本において、流儀と職分とを結び付けていることも注目される。技の型を伝承するのみならず、「君命」による上意討ちや、具体的な戦闘の状況を想定し、その対処法も列記している。林崎流を継承する意義・利点を、職分とすり合わせることで補強している⁹¹。

「林崎神明教示録」の「正邪論」は、「武士之家二生れ君之命二従事常之候、両腰（筆者註：大小二刀を差す意）二而候得者、是を学なふハ武士の正藝と覚申候」、「職分たる武藝を好ム、何そ邪法なるや」と主張する。

制度面では確かに、林崎居合神社への藩主代参が定例化し、連綿家の認定によって武芸熟達者が一家創設を許されている。その一方で、文化8（1811）年の致道館設立以降、致道館出身者が藩指導者層へ登用されるルートが成立する。藩の中核を担うのはあくまで徂徠学を修めた藩吏であり、藩内の風潮は武芸軽視に流れている。

「武道私記」や「林崎神明教示録」において酒井治郎右衛門家は、化政期の儒学に偏重する世論や、致道館の学閥に根差した藩中枢への登用方法に危機を感じた。ゆえに酒井家の

家芸であり武士の本務たる戦闘に資する武芸を、職分として不可欠なものとして擁護するのである。

そして、その職務の拠り所として、あるいは徂徠学と同様に藩士の自発能動性を薫発する存在として、林崎明神と林崎重信が立ち現われてくるのであった。

おわりに

林崎居合神社へ参詣した諸藩士の祈願を検討するにあたり、参詣帳に基づく数量的な傾向の把握、諸藩における武士階層の構造や背景、伝書に現れる流儀の思想等を分析した。その結果、以下の諸点を明らかにすることができた。

林崎居合神社は元来熊野社とされ、羽黒末派修験の林前寺清覚院が別当を務めてきた。しかし参詣諸藩に伝わる林崎流伝書は、一般的に禅宗の教義を援用しており、流儀の秘術・要諦を授ける林崎明神は、中国風の老翁としてイメージされている。庄内藩士たちには八幡宮ともみなされており、参詣者からみれば異なる複数の神格を持つ神社として認知されてきた。

参詣帳記帳者を調べる限りでは、参勤交代にこだわらず、公務を伴わない参詣がみられた。記帳者は旧最上氏領を中心に広まった長野無楽斎権露系統の林崎流門人に偏っていた。藩によって参詣者のピークにばらつきがあり、参詣の意図や熱心さに差がみられる。

修行者個人の視点に立てば、“居合発祥の地”たる林崎神社への参詣することで、修行者は居合の神および流祖・林崎重信と直接向き合い、自己存在の正統性を確認し、増幅させる。

しかし、修行者が林崎重信を追体験できる存在とみるか、絶対者として崇拜するかという点では、相伝者によって捉え方が異なる。弘前藩の初期相伝者たちは、修行に没入することで神仏と一体の境地に至り、流儀の秘奥を夢想感得するほどに、独力で林崎重信と同じ力量に到達しようとした。そうしたあり方は、末木氏の冥・顕の世界観に引きつけられ、呪術的で中世的な世界観を漂わせた観念であるように思える。

他方、庄内藩田宮流の相伝者たちは、自己の外部に設定した林崎重信ら「先師」たちの導きを受けて、自己の積善によって術義を究めようとした。この思想的背景には、学修者の外部に道徳的規範を設定し、それによって学修者の自主能動性を薫発する徂徠学との一致ないし影響が考えられる。庄内藩の場合は、弘前藩よりも比較的近代的な、神と人が対置する観念が根底にあるように思える。

庄内藩の藩主代参は、かかる背景から定例化したと推測され、同藩が最多の参詣帳記帳者を生み出した点で、近世の林崎居合神社への参詣行動を定着、推進した存在といえる。

ただし、弘前藩と伝系の近い新庄藩の修行者たちも盛んに参詣しており、必ずしも伝書に表れる神と人との関係性の違いが、参詣行動の増減に結びつくわけではない。なぜ地域によって林崎明神のとらえ方が異なっていたのか、単に中世から近代に至る世界観の変容によって理解するのではなく、各藩の政治思想の展開や地域的慣習も視野に入れて今後検討していきたい。

また林崎明神は職分の象徴、または氏神的存在としても意味づけられてきた。庄内藩家中では武芸による「連綿家」の認定など、彼

ら師範の家において武芸が自家の利権であり、アイデンティティーとなった。それらを守るため、伝書や祭祀によって流派の開祖から“連綿”とつながる正統性を主張し、世間に認められることが彼らの課題であった。

太平の世で現実的課題に即した儒学が隆盛する傍ら、武芸を職分と位置付ける武芸者たちは、存在意義の薄れる武芸の意義を苦心して再構築した。その象徴として林崎明神と林崎重信が祀り上げられていった。

林崎居合神社への参詣は、彼らの武芸重視の論理と矜持、師弟・流派内の絆が行動に反映されたものである。その参詣の蓄積が、近現代まで続く居合参詣者増加の下地となったのである。

それでは、林崎居合神社が地理的に遠く参詣し難い地域や、参詣の意思が希薄な地域の林崎流修行者たち、さらに林崎流以外の武術流派は、入門や相伝儀礼に際して流祖とどのように向き合い、技を継承する論理を構築したのだろうか。また、修行者たちの参詣地となった地域社会では、彼らの参詣行動がどのように受け止められたのであろうか。武芸にまつわる信仰が社会に及ぼした影響について、地域・流派間比較を進めたうえで後稿を期すこととしたい。

註

- 1 社号は、同社が明治初年に取調書を明治政府へ提出する過程で定着した。元来熊野神社として存立したとされ、近世には祭神を「林崎明神」「居合明神」などと呼んだ。維新时期には本来の祭神である「熊野明神」と「居合明神」とを区別し、祭神を素戔鳴尊・伊弉諾尊・伊弉那美尊とした。明治20（1887）年に宮司の林多少が同社の来歴を著した「林崎明神靈験記」の成立や、同26年の拝殿改築などを経て、神仏判然令に適合した神社環境が整うまで一定しなかった。本稿では一般に知られている「林崎居合神社」に表現を統一する（林崎甚助源重信公資料研究委員会編『林崎明神と林崎甚助重信』復刻版（村山市、初版・1991年2月、復刻・2006年6月）。
- 2 この他に神夢想林崎流、林崎新夢想流、林崎夢想流、田宮流、無楽流など伝承地によって名称が異なる。本稿では便宜上、林崎流と一括して呼称する。同流派は、主に二人一組になり近接して行う型稽古が中心である。刃長9寸5分の小刀で打ちかかる打方（打太刀、仕方の技を引き出す役）に対し、仕方（仕太刀、打方の挙動に対応して勝つ役）は刃長3尺3寸の大刀を用いて打方を制圧する。現在は旧弘前藩の新夢想林崎流など一部の団体が継承・復興し、日本古武道協会主催の日本古武道演武大会などで演武することがある。
- 3 ただし、すべての居合術の流派が林崎重信を流祖と仰ぐわけではない。例えば片山伯耆流は、片山伯耆守久安が京都の愛宕神社に参籠し、叔父の松庵に師事して創始したとする（綿谷雪『完本 日本武芸小伝』（国書刊行会、2011年2月））。他に金沢近世資料館所蔵・資料番号090-912「神夢想林崎流居合」（文化12（1815）年11月）の系譜は、林崎甚助の前に「林崎大和守吉家」を置き、また「田宮流居合伝書」（『日本武道全集 第7巻 神道無念流・直心影流・武芸旧話』（新人物往来社、1967年3月）258頁）などの紀州田宮流関係伝書では、林崎重信を伝系に加えず田宮家を中心とした相伝とする場合もある。
- 4 青柳周一「近世における寺社の名所化と存立構造—地域の交流関係の展開と維持—」（『日本史研究』第547号、2008年3月）69-97頁。
- 5 数馬広二「北関東における剣術流派の伝播に

- 関する研究—上野国甘楽郡における馬庭念流について—(『工学院大学共通課程研究論叢』46-1号、工学院大学、127-107頁、2008年10月)、同著「碓氷峠・熊野神社の武術奉納額について」(『工学院大学共通課程研究論叢』43-1号、工学院大学、93-111頁、2005年10月)。
- 6 平川新「庶民剣士と村山の農兵」(『西村山地域史の研究』28号、西村山地域史研究会、1-28頁、2010年9月)。
 - 7 山澤学『日光東照宮の成立—近世日光山の「荘厳」と祭祀・組織—』(思文閣出版、2009年2月)、中野光浩『諸国東照宮の史的研究』(名著刊行会、2008年11月)など。
 - 8 居合神社興隆会、1933年10月。他に滝本浩「林崎明神・居合明神と林崎甚助重信」(山形郷土史研究協議会『研究資料集』第13号所収、1990年2月)があり、諸藩に伝播した林崎流の系譜と展開や、林崎居合神社の参詣者に触れている。
 - 9 前註1。
 - 10 今村嘉雄『日本武道体系 第三卷 剣術(三)』(同朋舎、1982年6月)、今嘉村雄編『日本武道全集 第七集』(人物往来社、1967年3月)、太田尚充『弘前藩の武芸伝書を読む—林崎新夢想流居合・宝蔵院流十文字鍵—』(水星舎、2010年2月)など。
 - 11 天明7年(1787)6月の明細帳によると村高912石余、家数100軒、人口453人を数えた(『山形県史 村差出明細帳』資料編13(山形県、1974年)、853-855頁など)。
 - 12 『林崎明神と林崎甚助重信』、254-257頁。
 - 13 「檀那場御免許状之寫」(梅津慶豊編『月山・羽黒山・湯殿山 出羽三山史料集 下巻』出羽三山神社社務所、2000年3月、773-775頁)。村山市史編さん委員会編『村山市史 近世編』(村山市、1994年3月、695・696頁)。同史料は「安養坊」と記すが、霞場の対象地域がほぼ同じであることから、のちの安養院をさすと考えられる。
 - 14 「御尋二付麓檀那場書上覚」(前註『月山・羽黒山・湯殿山 出羽三山史料集 下巻』、791頁)。
 - 15 『林崎明神と林崎甚助重信』257頁。
 - 16 戸川安章『出羽三山修験道の研究』(佼成出版社、1973年8月)283・284頁。
 - 17 ただし、林崎甚助重信を林崎居合神社と結びつけない説もある。山田次郎吉『日本剣道史』(1925年)は、「武術太白成伝」(典拠不明)を引いて、「林崎甚助(氏賢)」を相模国出身とし、武蔵国一ノ宮など関東での活動に言及する。
 - 18 前田金五郎『好色一代男全注釈 上巻』(角川書店、1980年2月)205-212頁。浅井了意「うき世物語」(朝倉治彦編『假名草子集成 第6巻』所収「二 浮世坊、なりたちの事」90頁、東京堂出版、1985年10月)。
 - 19 酒井弥太郎については、石原富俣「柳塘緝譚」(坂尾宗吾撰『大泉叢誌』収録、荘内史刊行会、30-32頁、1937年4月)参照。片岡藤右衛門については、常葉金太郎参訂『出羽国最上郡新庄古老覚書』(臨川書店、165-169頁、田口五左衛門原著、大友義助解説、復刻版1998年12月、初版1918年11月)参照。
 - 20 鶴岡市郷土資料館所蔵資料SL-833「庄内より江戸えの道中記」(年代不明)、SL-837「庄内より江戸え之道中記」(幕末期カ)、SL-1437「江戸登り道中記」(宝暦4(1754)年カ)の林崎村に関する記述は、ほぼ一樣に林崎居合神社を八幡宮と表記する。SL-1437「江戸登り道中記」の奥書には、元文5年正月中旬に日光山諸堂社御用のため出府した際に書写したとあり、少なくとも元文5年以前から八幡宮と認識していた。
 - 21 『林崎明神と林崎甚助重信』77-78、318-319頁。林崎村の伝書5例を挙げている。
 - 22 吉村寛泰編『會津日新館志 五』(會津史料大系、吉川弘文館、1985年5月、原著文政

- 6 (1823)年成立)24頁。林崎村の嵐忠廣(五十嵐忠廣)による安永3年の著書を引用している。これは「林崎明神の由来」の跋文(前註1『林崎明神と林崎甚助重信』、37・38頁)の原本とみられる。
- 23 「華の林」(五十嵐與五右衛門・坂部壺中原著、延享5(1748)年3月、『華の林』(大倉地区公民館、2002年2月)翻刻)。
- 24 尾花沢市史資料第4輯『「かねのなる木」と「古吟集老万句寄」』(尾花沢市、1977年12月)。
- 25 『林崎明神と林崎甚助重信』26頁。
- 26 『林崎明神と林崎甚助重信』199・200頁。
- 27 末木文美士『近世の仏教 華ひらく思想と文化』(歴史文化ライブラリー300、吉川弘文館、2010年7月)197-205頁。
- 28 高野信治「武士の民俗神化と伝承の共有化―「武士神格化一覧・稿」の作成を通して―」「武士神格化一覧・稿」「武士神格化一覧・稿(下・西日本編)」(『九州文化史研究所紀要』(48)、2005年3月)、同「武士神格化一覧・稿(上・東日本編)」(『九州文化史研究所紀要』(47)、2003年3月)。
- 29 前掲「武士の民俗神化と伝承の共有化―「武士神格化一覧・稿」の作成を通して―」185-188頁。
- 30 「武士神格化一覧・稿(上・東日本編)」(『九州文化史研究所紀要』第47号、九州大学文化史研究所、32・33・96・97・102・103頁、2003年3月)。同氏「武士神格化一覧・稿(下・西日本編)」(『九州文化史研究所紀要』第48号、九州大学文化史研究所、106・107頁、2005年3月)。
- 31 『林崎明神と林崎甚助重信』238・243-251頁。
- 32 中村民雄「武道場と神棚(1)」(『福島大学教育学部論集 社会科学部門』39号、1986年3月、35-51頁)、中村民雄「武道場と神棚(2)」(『福島大学教育学部論集』42号、1987年11月、1-17頁)。
- 33 『林崎明神と林崎甚助重信』12頁。
- 34 鶴岡市史編纂会編『鶴ヶ岡大庄屋 川上記』下巻(鶴岡市史資料篇 荘内史料集10、鶴岡市、1984年3月)177頁。
- 35 松平武右衛門叢書『庄内藩日記』(酒田市光丘文庫蔵)の元禄14年10月条は、長谷川正方が月番家老に当たり、前掲『鶴ヶ岡大庄屋 川上記』の長谷川正方下向記事と一部日程が重なる。
- 36 坂尾万年(宗吾)編「鶴岡昔雑談 全」(選者・志田則富、宝暦8(1758)年8月、大泉叢誌第4編『鶴岡昔雑談 全』(庄内史料行會、1937年10月)下に収録、111-115頁)。
- 37 安倍親任『筆濃余裡 附録七』、鶴岡市郷土資料館所蔵。酒井治郎右衛門家は33-35丁参照。
- 38 「田宮流居合 心和劍秘之巻 全」(前註10『日本武道全集 第七集』)。
- 39 庄内藩田宮流居合は、表身7本(応用技として詰身・居掛・非返がある)・右身7本・左身7本・立合5本・鏝合5本の型を、巻子に記して伝授された。これらに付随して柄取・十二様・歌巻・極意書(八方刀・卍の位)・劍用・奥書(手次または居合序)などの、流儀の極意や部分的技法、心得を記した巻子が添えられる(致道博物館所蔵酒井家文書No.563「居合免状」(万治2年12月)の他にNo.559・560・562~565(『出羽庄内酒井家文書目録』、公益財団法人致道博物館、2015年3月、52頁))。型は図法師という人物絵で示され、大太刀を持つ打太刀が、小太刀で突きかかる仕太刀を前方・左右に対置して抜刀し、相手を制圧する描写は、他の林崎新夢想流や田宮流など、後註72に挙げた伝書にみられる図法師や技の記述と共通している。伝書の大系として、手次における流儀の由来、意義の記述、卍の位、歌巻を添える点も類似しており、田宮流が林崎流系の居合の亜種と考えられる。
- 40 前註37『筆濃余裡 附録七』。陶山氏は同書48-

- 49丁を参照。陶山随平儀永から富樫磯治へ相伝された「田宮流居合目録」(前註10『日本武道全集 第七集』、265頁)にも、長野無楽斎謹露の次代に「白井荘兵衛成近」の名がみえる。
- 41 『山形県史 資料篇五 雞肋編 上』(山形県、1961年5月) 878-887頁。
- 42 鶴岡市郷土資料館蔵、SL-2184『中臺氏譜牒』29～32丁。和田伴兵衛・吉次郎父子は、重田鐵夫『荘内史料』(重田鐵夫発行、1912年12月) 26頁参照。
- 43 鶴岡市郷土資料館蔵、閑山文庫K93『名山蔵』、「七 武芸」1～37丁。享保期から幕末までの武術熟練者の実績と褒賞記録。天保11(1840)年、沢井剛吉の剣術成績に対して「連綿家」の称号を与えた。他家にも数例みられる。
- 44 「景流居合系図」〈文政10(1827)年11月、鶴岡市郷土資料館所蔵、高橋家武術資料No.2-4)。
- 45 「景流居合就御相傳敬白起請文」(鶴岡市郷土資料館所蔵資料SL-2431)など。
- 46 「御入部御道中日記」(鶴岡市郷土資料館所蔵竹内文書148)。
- 47 松平武右衛門叢書『庄内藩日記』(酒田市光丘文庫所蔵)や、小姓組が記録したとみられる『御用部屋日記』(鶴岡市郷土資料館蔵)には、「参詣帳」と同日に参詣の記録は見いだせなかった。
- 48 致道博物館所蔵酒井家文書のうち、寛永18(1641)年のNo.550「〔田宮流居合伝書写〕」を初めとして、5代藩主・酒井忠治(忠義)宛てに万治2(1659)年のNo.558「〔向・右・左・後田宮流口伝書〕」の他にNo.559・560・562～565、宝永3(1706)年のNo.550～556・567、文政13(1830)年のNo.561「田宮流書物」などが挙げられる(前註39『出羽庄内酒井家文書目録』、52・53頁)。
- 49 前註43。
- 50 前註37『筆濃余裡 附録七』、33-35丁。
- 51 磯田道史『近世大名家臣団の社会構造』(文春学芸ライブラリー、2013年12月、初出『近世大名家臣団の社会構造』、東京大学出版会、2003年)。
- 52 鶴岡市史編纂会編『閑山文庫』下巻(鶴岡市史資料篇『荘内史料集8』、鶴岡市、1987年3月) 151頁。
- 53 宝暦10年に家臣一同が永祈禱を依頼したとされ、忠徳の入部以前から、林崎居合神社が藩の祈願所となっていた可能性がある(表1参照)。
- 54 「延宝二年本荘藩分限帳」(『本荘市史史料編Ⅱ』収録、本荘市、1982年12月)。
- 55 『本荘藩分限帳 上』(『本荘市誌編纂資料』第8輯、本荘市誌編纂委員会、1975年11月)、『本荘藩分限帳 中』(『本荘市誌編纂資料』第9輯、本荘市誌編さん委員会、1977年5月)、『本荘藩分限帳 下』(『本荘市誌編纂資料』第10輯、本荘市誌編さん委員会、1978年5月)。
- 56 「試合対座図(慈玄流剣術・関口流柔術・林寄流居合)」〈文政元(1824)年8月)・「瓢箪流図(林崎流居合・関口流柔術)」〈天保9(1838)年8月)〈大矢邦宣編 本荘市史神社仏閣調査報告書『本荘の神仏像』(本荘市史編さん室、1998年3月、136・137頁)において、清野郡蔵(勝次)の他に、駒木根左仲や上杉左五郎など、参詣帳と通称まで同じ人名を見いだせる。
- 57 例として掛額①「鑑武者取組図(慈玄流剣術・関口流柔術)」(寛政元(1789)年7月)と②慈玄流剣術・関口流柔術・林寄流居合の奉納額「試合対座図」(前註)を比較すると、①には師匠・清野郡蔵英興と願主・清野郡蔵英信が記載され、一方で②には同氏とみられる清野勝次、清野傳左衛門が記名されている。これらの他に、「騎射戦図(大坪本流馬術)」(寛政10(1798)年8月)、「刀剣奉納額(小

- 野派一刀流)〈天保9 (1838)年8月)など他分野の奉納額をみても、岩城・駒木根・鶴沼・栗原・大館・新妻など後註58の分限帳に記載された氏の者が確認できる。武術絵馬の題名、所見は、大矢邦宣「八幡神社(松ヶ崎)の武術絵馬について」(岩手県立博物館、1995年7月)を参照した。
- 58 松ヶ崎八幡神社の武術絵馬と奉納の背景については、『本荘市史 文化・民俗編』(本荘市、2000年3月)と前掲『本荘の神仏像』、亀田藩の分限帳は、和田吉之助編 研究資料『亀田藩分限帳・御侍中順帳』第一集(岩城町史編集委員会、1978年9月)、和田吉之助編 研究資料『亀田藩分限帳・御侍中順帳』第二集(岩城町史教育委員会・岩城町史編集委員会、1983年2月)、本荘藩士分限帳は『本荘市史 史料編Ⅱ』(本荘市、1982年12月)を参照した。
- 59 前註19『出羽国最上郡新庄古老覚書』100・101・259・260頁。
- 60 表1と、郷土資料叢書第9集『戸沢家中分限帳(一)』(山形県新庄図書館、1976年3月)、同第12集『戸沢家中分限帳(四)』(山形県新庄図書館、1979年11月)、同第15集『新庄藩系図書(一)』(山形県新庄図書館、1983年3月)、新庄市教育委員会『羽州新庄藩の家臣団』(新庄市史編集資料集別冊、1997年10月)とを照合した。参詣者に比定される人物として、諏訪新蔵、吉高弥十(郎)、駒木根鉄之進、戸沢鍊之丞清香、門屋繁蔵盛連、堤林勝蔵元善、櫻井文之助、吉田門之丞、長濱次郎助、長濱弥米、杉沼良之進宗徳、雨宮弥七安浩、可児外記、阿部宇一郎を検索できた。
- 61 少ないが2件の事例を挙げる。参詣帳の寛保3(1743)年4月4日参詣に対し、同年3月26日、藩主・戸沢正勝が在所を発駕し、4月6日に参府している〈「正盛公 正職公 正庸公 正勝公 御四代之御記録」(『新庄市史 史料編(上)』、新庄市、2001年3月、479頁)〉。
- 安永4 (1775)年4月29日の参詣に対し、同年4月19日、6代藩主・正産が家督を継いだ折の將軍拝謁がある。藩主が江戸にいるので参勤移動中ではない〈「戸澤家晋」(『新庄市史 第三巻』、新庄市、1994年3月、124頁)〉。
- 62 太田尚充『津軽の剣豪・浅利伊兵衛均禄の生涯』(水星舎、2011年12月)、前註10『弘前藩の武芸伝書を読む―林崎新夢想流居合・宝蔵院流十文字鍵―』。
- 63 「当田流太刀虎口之巻 六」(延宝3 (1675)年7月、『津軽の剣豪浅利伊兵衛の生涯』採録、87-124頁)。
- 64 「当田流太刀許之巻 五」(延宝3 (1675)年7月カ、『津軽の剣豪浅利伊兵衛の生涯』採録、75-87頁)および同書117-124頁における太田氏の史料分析による。
- 65 『浅利伊兵衛均禄拔書集』(前掲『津軽の剣豪・浅利伊兵衛均禄の生涯』採録、284-291頁)。
- 66 渡辺一郎「武芸・修行」(『日本古文書学講座 第8巻 近世編Ⅲ』収録、雄山閣、1980年3月、180-191頁)。
- 67 太田尚充「津軽弘前藩の武芸(15)」(『文化紀要』第34号所収、1991年8月、99頁)にみえる、林崎新夢想流と同系とされる一宮流谷派の師範として今左衛門(寛満)が参詣しており、左衛門の二代後の今八郎治(寛衆)が挙げられている。他に左衛門や八郎治門弟である外崎門之丞則好、高橋萬左衛門這茂らが参詣している。
- 68 伊澤慶治編『御参勤御道中日記』(彦栄堂、1989年4月)50頁。
- 69 会津藩では、長野無楽斎の名を冠した無楽流や夢想流などの居合が伝承された〈間島勲「会津藩における無楽流居合術の伝承」(市史編さんグループ編『会津若松市史研究』第3号所収、2001年10月)〉。藩校日新館でも稽古され、一定数の門人を擁していた〈『会津若松市史 6 会津藩政の改革』歴史編6近世

- 3(会津若松市、2002年3月))。
- 70 間島勲「会津藩における無楽流居合術の伝承」62-64頁。
- 71 同内容の伝書を下記に示す。特に断りがない限り『林崎明神と林崎甚助重信』の採録である。
- 【秋田藩】①「林崎流居合(序・手次之巻・秘歌之巻・居合目錄次第・向之次第・右身之次第・左身之次第・立合之次第・一流之秘事)」(天明8(1788)年8月、秋田県公文書館所蔵、資料番号AH789-20)。
- ②「林崎流(居合印可巻など)」(弘化3(1846)年3月、秋田角館藩に伝承、陶正道氏蔵)。
- 【新庄藩】①「林崎新夢想流 秘歌之大事」(元禄14(1701)年5月、居合振武館所蔵)。
- ②「林崎新夢想流(万事巻・手次巻・秘歌大事・外物次第)」(寛政3(1791)年正月、鈴木忠助氏所蔵)。
- ③「林崎新夢想流居合極位秘術大事唯授一人(表之次第・左身次第・外物次第・万事巻・秘歌之大事)」(寛政12(1800)年6月、松田浩氏所蔵)。
- ④「林崎新夢想流(手次之巻カ・表次第・向次第・左之次第・右之次第・外物之次第・相気之傳・居合秘歌之巻・居合極位秘術大事・印可大事)」(明治44(1911)年12月、早坂トヨ氏所蔵)。
- ⑤「林崎夢想流居合伝書」(笹喜四郎『続かつろく風土記』所収「新庄藩武術史資料集成」採録、新庄市教育委員会、1984年3月、399-405頁)。
- 【庄内藩】①「林崎流家書物(手次の巻など)」(前註1『林崎明神と林崎甚助重信』収録、65頁、鶴岡市郷土資料館原本所蔵、播磨齋藤家文書781、宝永(1706)3年8月)。
- 72 太田尚充「津軽弘前藩の武芸(11):資料紹介」(弘前大学教養部『文化紀要』第30号、1989年、132-133頁)。
- 73 前註10『弘前藩の武術伝書を読む—新夢想林崎流・宝蔵院流鍵術—』52-70頁。
- 74 前註10『弘前藩の武術伝書を読む—新夢想林崎流・宝蔵院流鍵術—』137-156頁。
- 75 前註72「津軽弘前藩の武芸(11):資料紹介」127-131頁。
- 76 前註10『弘前藩の武芸伝書を読む—林崎新夢想流居合・宝蔵院流十文字鍵—』70-85頁。
- 77 前註1『林崎明神と林崎甚助重信』241頁。
- 78 日本の古武道48『林崎夢想流居合術』(制作・日本武道館、発売・エルコム、販売・BABジャパン、DVD作品、1984年)。
- 79 前註71「林崎流家書物」。酒井治郎右衛門家の七右衛門長利が、十平長照に与えた伝書の写本。本文には朱書きの注釈が付されている。
- 80 「林崎流居合指南秘伝之書」(前註10『日本武道全集 第七集』284~308頁)。本文に「長好」と署名があり、「田宮流居合免状」(鶴岡郷土資料館蔵SL-3075②)における酒井治郎右衛門家の一人、酒井治郎右衛門長好に比定される。
- 81 鶴岡市郷土資料館所蔵SL-2519「武道私記」。酒井治郎右衛門が綴った文化5・6・9年の日記。年代から判断して酒井長保が作者であろう。日記中、文化2(1805)年に林崎居合神社へ参詣した「英」こと原田英士豊高、連綿家として前掲『名山蔵』に名がある「剛」こと沢井剛吉らが登場し、田宮流を稽古した。引用箇所は9丁表。
- 82 「田宮流居合 心和秘之巻 全」(前註10『日本武道全集 第七集』267-283頁)。
- 83 鶴岡市郷土資料館所蔵SL-26、天保7(1836)年著作。奥書によれば、重病の長保が息子の治郎右衛門へ宛てた流儀指導の遺言録である。
- 84 「武道私記」9丁表。
- 85 前註83「林崎神明教示録」、5・10丁。
- 86 前註71「林崎流家書物」27丁裏。朱書注釈。
- 87 前註83「林崎神明教示録」、7・8・9丁。
- 88 瀬尾邦雄「庄内藩における徂徠学の導入—加藤大貳の水野元朗との交流を通して—」(『東洋文化』復刊第101号(通刊第335号)、39-

53頁、2008年10月)。

- 89 瀬尾邦雄「庄内藩校致道館設立の契機：藩主酒井忠徳と白井矢太夫の儒学観及び徂徠学の影響関係を中心として」(『懐徳堂研究』第3号、211-228頁、2012年2月)。
- 90 5代藩主忠治への「居合免許状」は、「御慰於_レ被_レ遊_レ御指南_一、如_レ掟以_レ誓書御伝授可被_レ成候」とし、藩に導入された当初から、伝授のための規則を独自に整備していた。ただし忠治が当時若年のため、特別に掟を適用したとも考えられる(致道博物館所蔵酒井家文書No.562「〔免許状〕(田宮流居合術)」、万治二(1659)年12月13日)。
- 91 「田宮流居合 心和劍秘之巻 全」[林崎流居合指南秘伝之巻(前註1『日本武道全集 第七巻』、273-276・301-306頁)。同内容の職務に関わる事項は、前註39酒井家文書No.563「居合免状」中の「剣用之巻」にも記述があり、職分と田宮流修行との関連性は藩成立初期から意識されていた。

謝 辞

本稿の執筆にあたり、秋田県公文書館、酒田市立光丘文庫、公益財団法人致道博物館、鶴岡市郷土資料館より史料閲覧について格別のご配慮を賜りました。

林崎流に関する技芸や伝系等の考証については、武道文化研究機構および居合文化研究会より多大なご教示をいただき、他に高橋誠一氏、小笠原雄太氏、丸谷仁美氏より資料提供および調査協力を得ました。

末筆ながらご協力くださった皆様に、厚く御礼申し上げます。